

とちぎ子ども・子育て支援プラン
(2期計画)
2020~2024

[Ver.011219案]

令和2(2020)年3月
栃木県

目 次

第1部 計画の概要

- 1 策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 計画の性格及び役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 3 計画の期間等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 4 計画の構成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

第2部 子ども・子育てを取り巻く現状

- 1 少子化の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 2 結婚・妊娠・出産・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 3 家庭環境・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
- 4 地域社会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
- 5 仕事と子育ての両立・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17

第3部 計画の基本方針

- 1 基本目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19
- 2 施策の基本的方向・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19
- 3 施策の体系・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20

第4部 施策の展開

- I 子ども・子育て支援に取り組む気運の醸成・・・・・・・・ 22
 - 1 社会全体の気運の醸成・・・・・・・・・・・・・・・・ 22
- II 結婚の希望をかなえるための取組・・・・・・・・・・・・ 25
 - 1 地域全体で結婚を応援する気運の醸成・・・・・・・・ 25
 - 2 出会いを応援する施策の充実・・・・・・・・・・・・ 25
 - 3 若者の就労支援等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26
- III 母子保健医療体制の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27
 - 1 妊産婦・乳幼児への保健医療対策の充実・・・・・・・・ 27
 - 2 学童期・思春期からの保健対策の推進・・・・・・・・ 28
 - 3 健やかな成長・発達のための関係機関との連携強化・・ 28
- IV 地域における子ども・子育ての支援・・・・・・・・・・・・ 30

1	教育・保育等の提供計画等の策定	30
2	教育・保育従事者の確保と教育・保育の質の向上	31
3	教育・保育の更なる充実を図るための多様なサービス等の支援	32
V	子どもの心身の健やかな成長を支える教育環境等の整備	36
1	次代の親の育成	36
2	学校等における教育環境の整備	36
3	家庭や地域の教育力の向上	37
4	児童の健全な育成	37
VI	安全・安心な生活環境の整備	40
1	子どもの安全対策の推進	40
2	子育て等を支援する生活環境の整備	42
VII	仕事と家庭との両立の支援	44
1	働き方の見直し	44
2	仕事と子育ての両立のための環境整備	45
VIII	困難を有する子どもや家庭等への支援	47
VIII-1	援護を必要とする子ども等への支援	47
1	児童虐待防止対策の充実	47
2	社会的養育体制の充実	48
3	障害児施策の充実	49
VIII-2	子育て家庭等の生活の安定と自立への支援	51
1	ひとり親家庭等の自立支援の推進	51
2	子どもの貧困対策の推進	53
●	目標指標一覧	58
●	施策別担当課室一覧	60

第5部 計画の推進体制

1	計画推進におけるそれぞれの責務	63
2	推進体制	63
3	計画の評価	64

参考資料

1	とちぎ子ども・子育て支援プラン（2期計画）策定経過	66
2	栃木県子ども・子育て審議会委員名簿	67
3	とちぎの子ども・子育て支援条例	68

第1部 計画の概要

1 策定の趣旨

未婚化や晩婚化などによる急速な少子化の進行、核家族化や地域社会における人間関係の希薄化などを背景に、家庭や地域の子どもを育てる力の低下、子育て家庭の孤立化、児童虐待の増加など、様々な問題が生じていることから、子ども・子育て支援に県を挙げて取り組むため、平成31（2019）年1月に、とちぎの子ども・子育て支援条例（以下「条例」という。）を施行しました。

この条例の基本理念を踏まえ、県民一人ひとりが子ども・子育てに関する理解を深め、関係者の相互連携の下、結婚、妊娠、出産及び子育ての各段階にに応じて切れ目なく支援する取組を進めるため、「とちぎ子ども・子育て支援プラン」を策定します。

2 計画の性格及び役割

この計画は、条例第10条に基づく子ども・子育てに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための、子ども・子育てに関する基本的な計画として位置づけ、基本目標、施策の基本的方向、具体的な施策の内容等を示します。併せて、本計画は、次の7つの計画の性格を持つとともに、他の関係計画と調和のとれたものとなります。

- 1 次世代育成支援対策の都道府県行動計画（次世代育成支援対策推進法第9条）
- 2 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画（子ども・子育て支援法第62条）
- 3 母子及び父子並びに寡婦の自立促進計画（母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条）
- 4 都道府県子どもの貧困対策計画（子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条）
- 5 都道府県社会的養育推進計画
（都道府県社会的養育推進計画の策定についてH30年7月6日子発0706第1号）
- 6 母子保健計画（母子保健計画についてH26雇児発第0617第1号）
- 7 都道府県子ども・若者計画（子ども・若者育成支援推進法第9条）
*とちぎ青少年プランと本計画を併せて位置付けます。

<他の関係計画>

- | | |
|-----------------------|-----------------|
| ・とちぎ元気発信プラン | ・栃木県保健医療計画 |
| ・とちぎ創生15戦略 | ・とちぎ健康21プラン |
| ・とちぎ青少年プラン | ・とちぎ障害者プラン21 |
| ・とちぎ男女共同参画プラン | ・栃木県地域福祉支援計画 |
| ・栃木県障害福祉計画・栃木県障害児福祉計画 | ・栃木県教育振興基本計画 など |

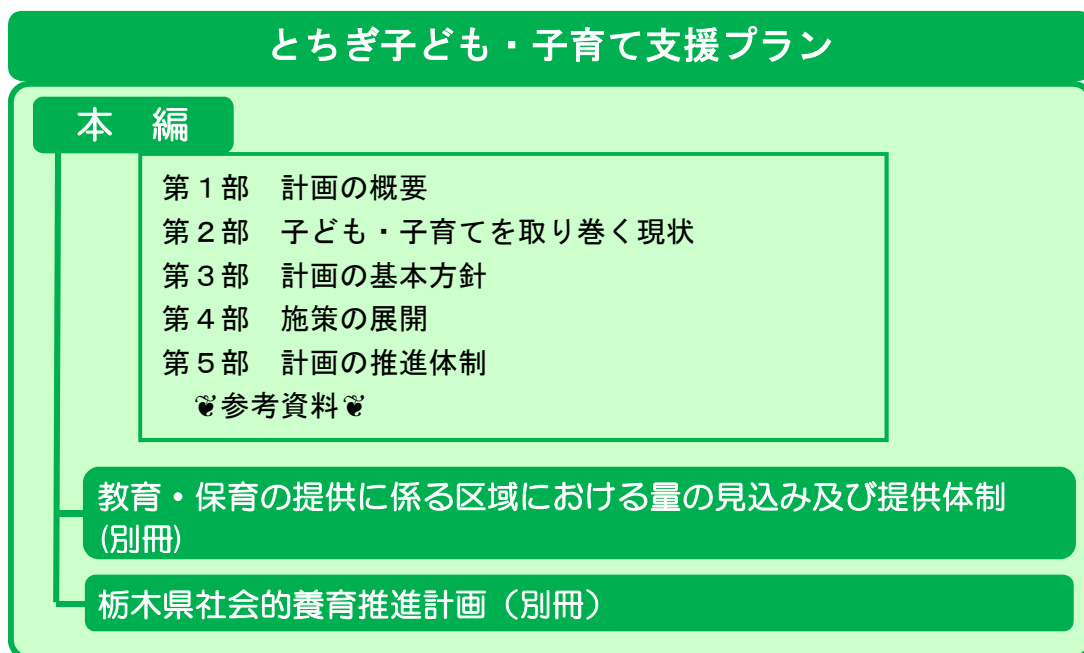
③ 計画の期間等

この計画は、令和2（2020）年度を初年度とし、令和6（2024）年度を目標年度とする5カ年計画とします。

なお、子ども・子育て支援の環境状況の変化に適切に対応するため、必要に応じて計画の見直しを行うこととします。

④ 計画の構成

この計画の構成は、計画本体、教育・保育の提供に係る区域における量の見込み及び提供体制（別冊）、及び栃木県社会的養育推進計画（別冊）です。



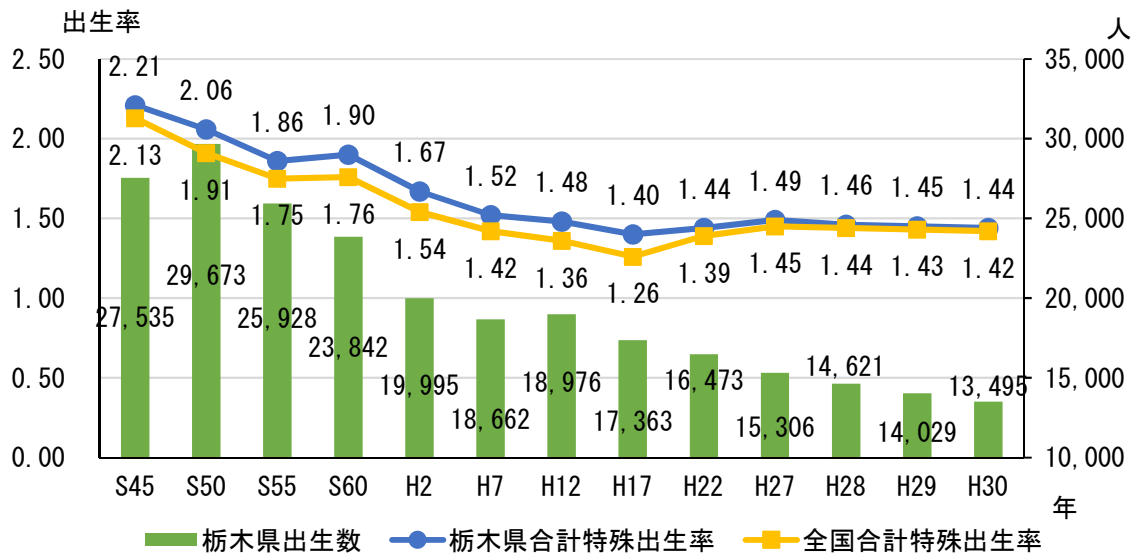
第2部 子ども・子育てを取り巻く現状

① 少子化の現状

1 出生

本県の出生数は、昭和50（1975）年頃をピークに減少し、平成30（2018）年の出生数は、ピーク時の半数以下となっています。

また、合計特殊出生率を見ると、昭和50（1975）年は2.06と人口置換水準（人口を安定的に維持するために必要とされる水準＝2.07～2.08）程度でしたが、その後は低下傾向にあり、平成30（2018）年には全国平均とほぼ同様の1.44となっています。



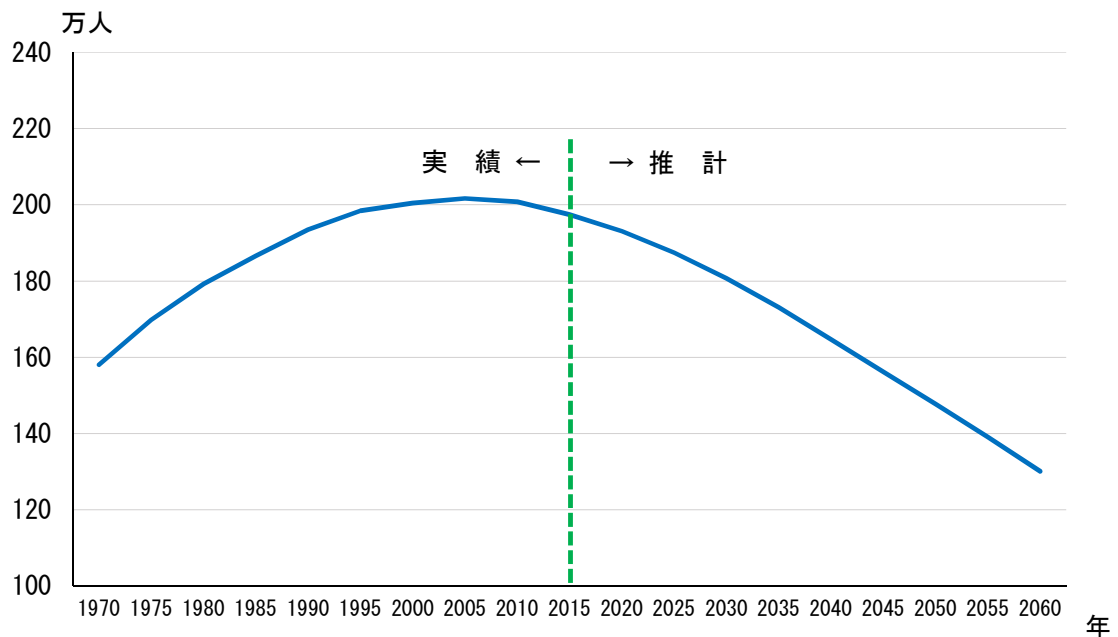
資料：厚生労働省「人口動態統計」

図1 出生数と合計特殊出生率の推移

2 人口構成

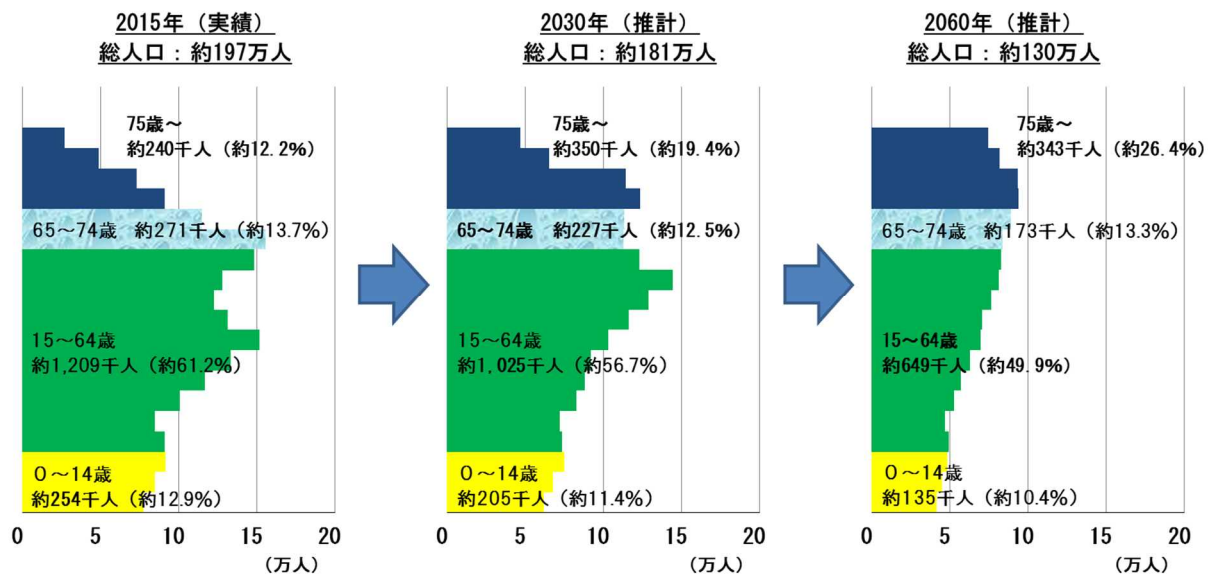
本県の人口は、平成17（2005）年12月の約202万人をピークに緩やかな減少傾向が続き、平成30（2018）年には、約195万人となりました。今後も人口は、減少していくと予測されます。

また、本県の5歳階級別人口の将来推計をみると、今後も少子化の進行により、人口構成の割合が、0～14歳及び15歳～64歳の区分は減少し、75歳以上は増加すると見込まれています。



資料：総務省「国勢調査」、栃木県総合政策部推計（令和元年10月推計）

図2 栃木県の総人口の推移と2060年までの将来推計人口



資料：栃木県総合政策部推計（令和元年10月推計）

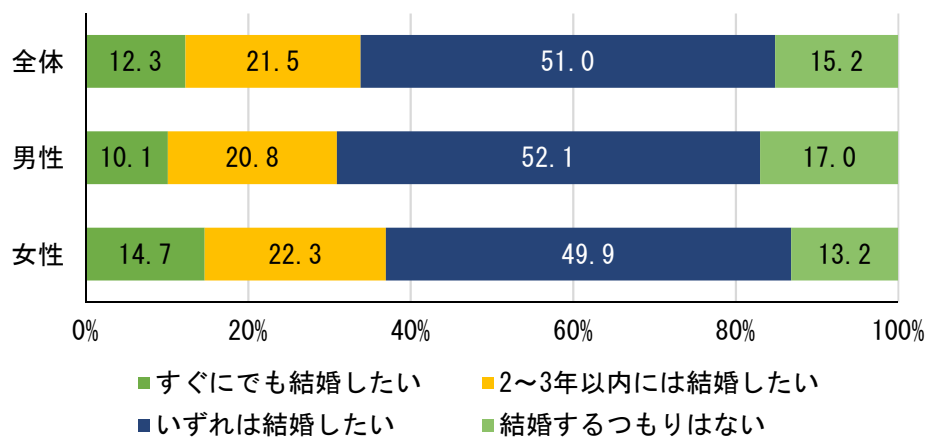
図3 栃木県の5歳階級別人口の将来推計（趨勢ケース）

② 結婚・妊娠・出産

1 結婚

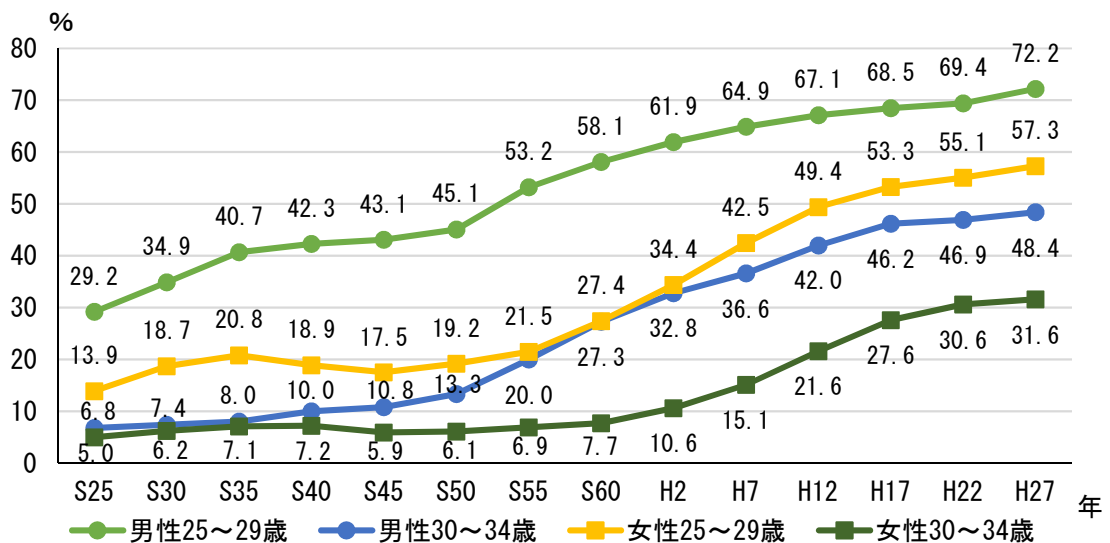
本県の結婚しようとする意志を持つ18歳から39歳の未婚者の割合は84.8%と高い水準にある一方で、未婚率は男女ともに年々上昇しています。

また、本県の平均初婚年齢は、昭和50（1975）年の夫26.6歳、妻24.4歳から、平成30（2018）年には、夫31.0歳、妻29.3歳へと、夫4.4歳、妻4.9歳ほど高くなっているほか、第1子出生時の母親の平均年齢も、平成17（2005）年の28.6歳から、平成29（2017）年には30.3歳へと1.7歳ほど高くなっているなど、未婚化、晩婚化、晩産化が進んでいます。



資料：栃木県総合政策部「令和元年これからの“とちぎ“づくりに関する県民意識調査」

図4 結婚の意思（18歳から39歳の未婚者）



資料：総務省「国勢調査」

図5 栃木県の未婚率の推移

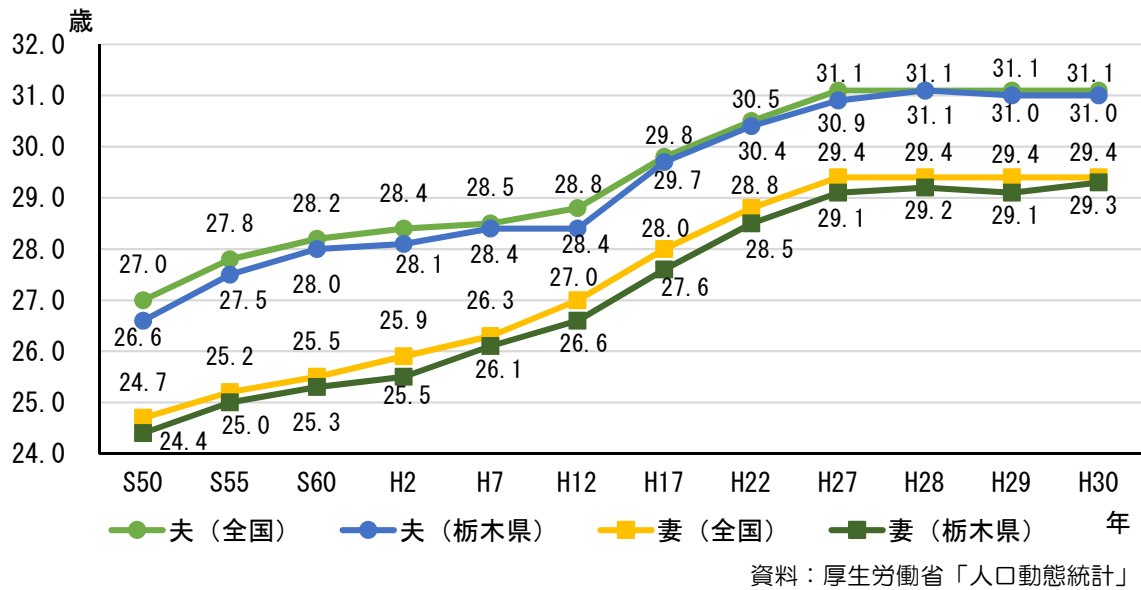


図6 平均初婚年齢の推移

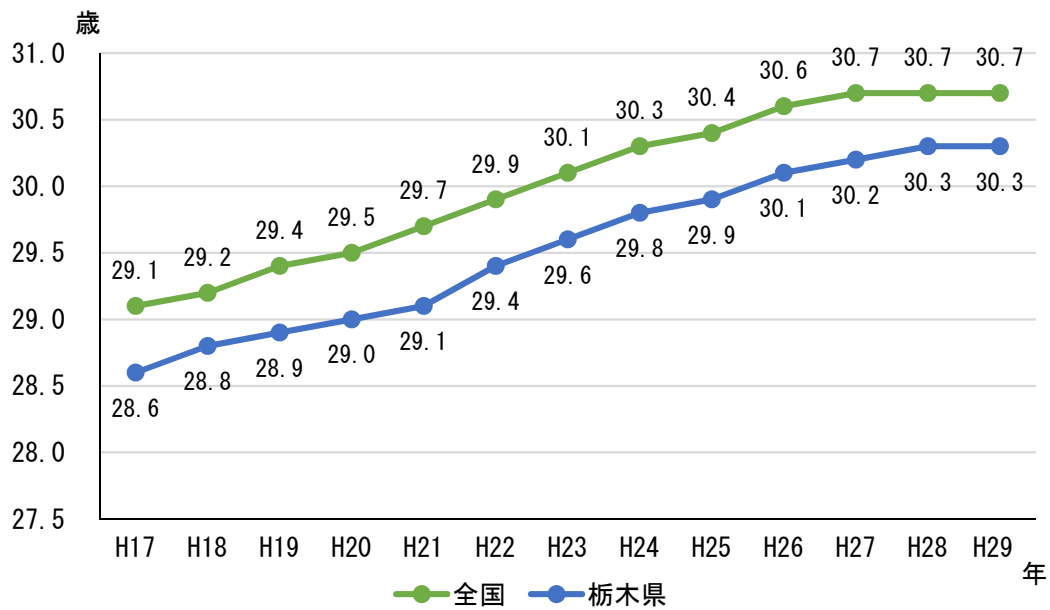
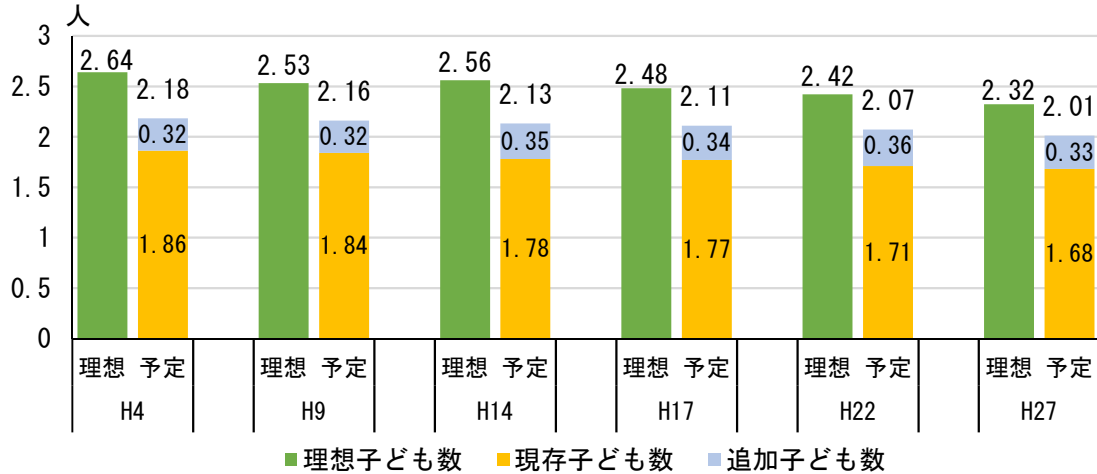


図7 第1子出生時の母親の平均年齢

2 妊娠・出産

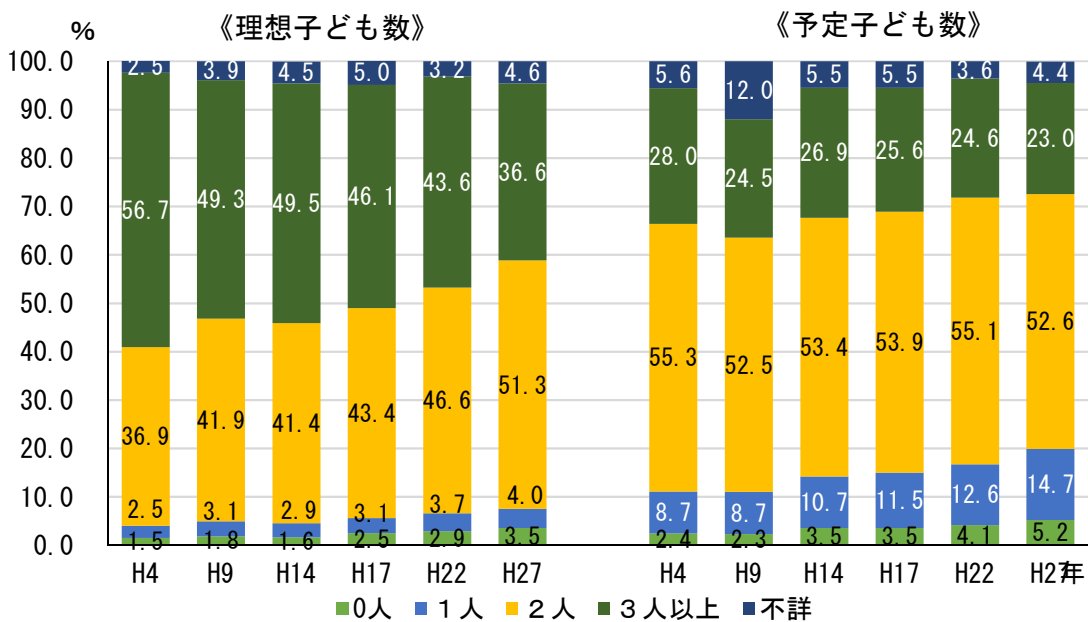
平成 27（2015）年の女性既婚者（50 歳未満）にたずねた理想的な子どもの数（理想子ども数）の平均値は 2.32 人、実際に持つつもりの子どもの数（予定子ども数：現存子ども数＋追加予定子ども数）の平均値は 2.01 人となり、いずれも過去最低となっています。また、予定子ども数が理想子ども数を下回っている状況が続いています。



資料：国立社会保障・人口問題研究所「第 15 回出生動向基本調査（夫婦調査）」

図 8 女性既婚者（50 歳未満）の平均理想子ども数と平均予定子ども数の推移

平成 27（2015）年の理想子ども数の分布では、「2 人」が最も多く 5 割を越えた一方で、「3 人以上」は 36.6%まで減少しています。また、予定子ども数の分布では、「1 人」の割合が 14.7%まで増加しており、「0 人」と「1 人」の合計割合が約 2 割を占めています。



資料：国立社会保障・人口問題研究所「第 15 回出生動向基本調査（夫婦調査）」

図 9 初婚女性既婚者（50 歳未満）の平均理想子ども数と平均予定子ども数の分布

また、平成 27（2015）年の本県の女性既婚者（50 歳未満）にたずねた理想的な子どもの数の平均値は 2.42 人で、全国の平均値 2.32 人より高い状況ですが、実際に持つつもりの子どもの数の平均値は 1.89 人で、全国の平均値 2.01 人より低くなっており、全国平均よりも「理想－実際」の差が大きくなっています。

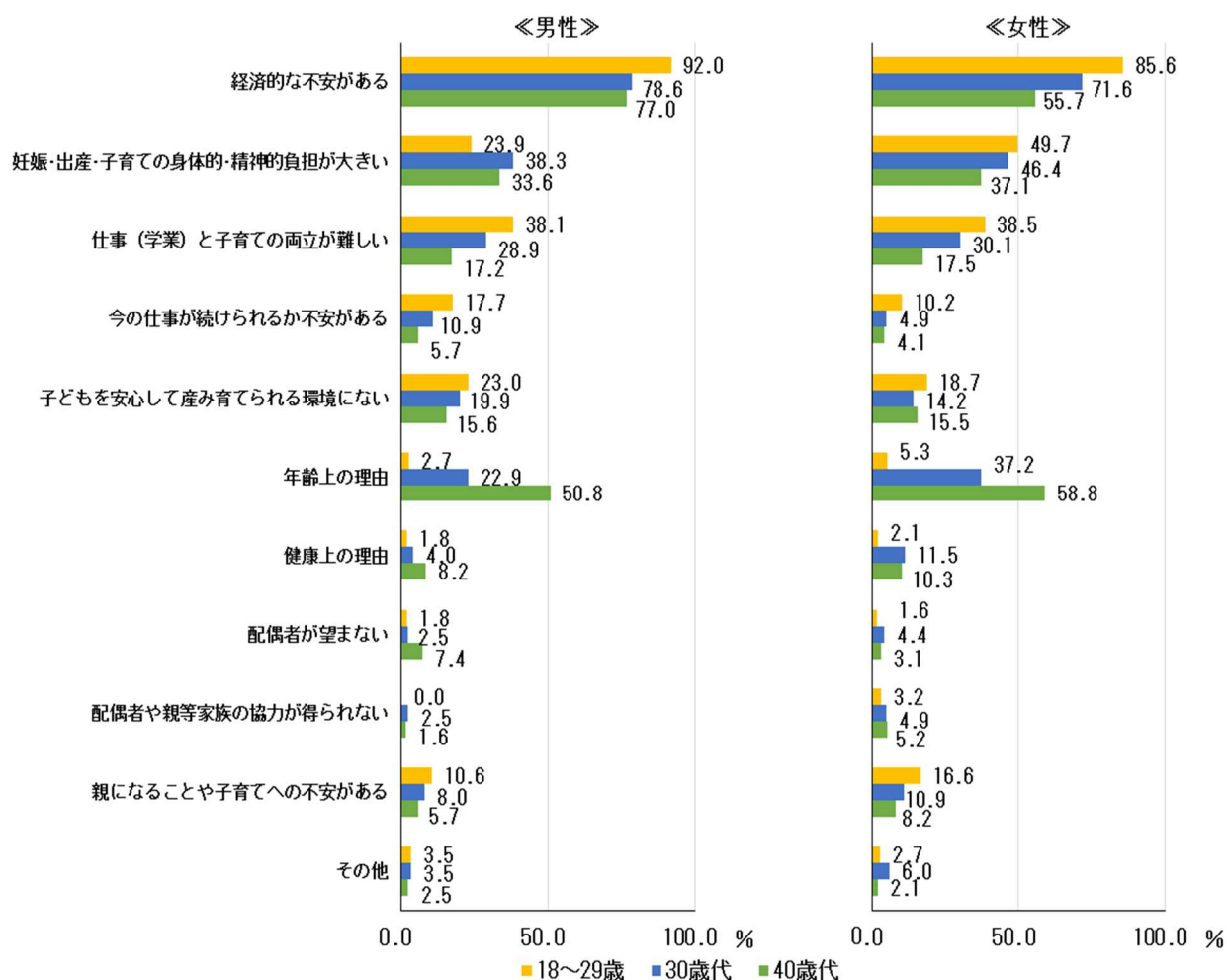
理想とする人数の子どもを持たない理由としては、男女とも年代を問わず「経済的な不安がある」が多く、女性では、特に 18～29 歳において男性と比べ「身体的・精神的負担が大きい」が多い状況です。

表 1 女性既婚者（50 歳未満）の平均理想子ども数と平均予定子ども数

区分	理想	実際の希望	差
栃木県	2.42	1.89	0.53
全国	2.32	2.01	0.31

資料：国立社会保障・人口問題研究所「第 15 回出生動向基本調査（夫婦調査）」

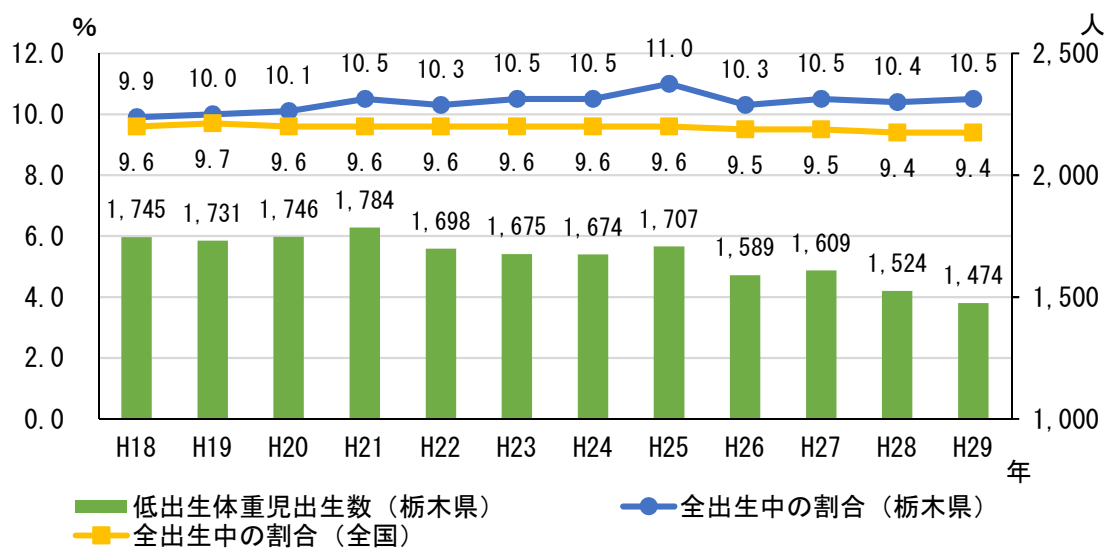
栃木県総合政策部「令和元年これからの“とちぎ”づくりに関する県民意識調査」



資料：栃木県総合政策部「令和元年これからの“とちぎ”づくりに関する県民意識調査」

図 10 栃木県における理想とする数の子どもを持たない理由

また、本県における平成 29（2017）年の低出生体重児数は 1,474 人と減少していますが、低出生体重児の割合は 10.5%と横ばいの状況です。



資料：厚生労働省「人口動態統計」

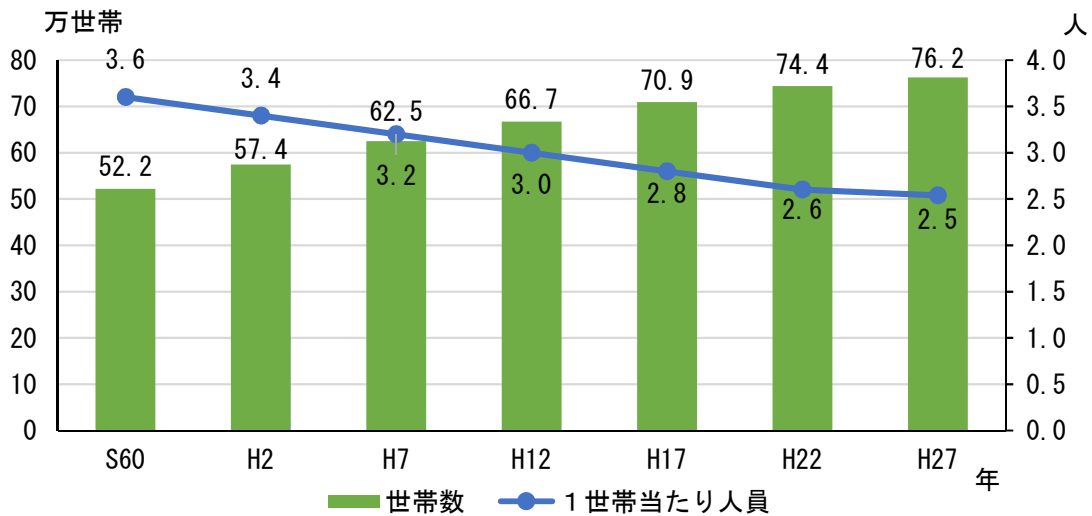
図 11 低出生体重児数及び全出生中の割合の推移

③ 家庭環境

1 世帯規模

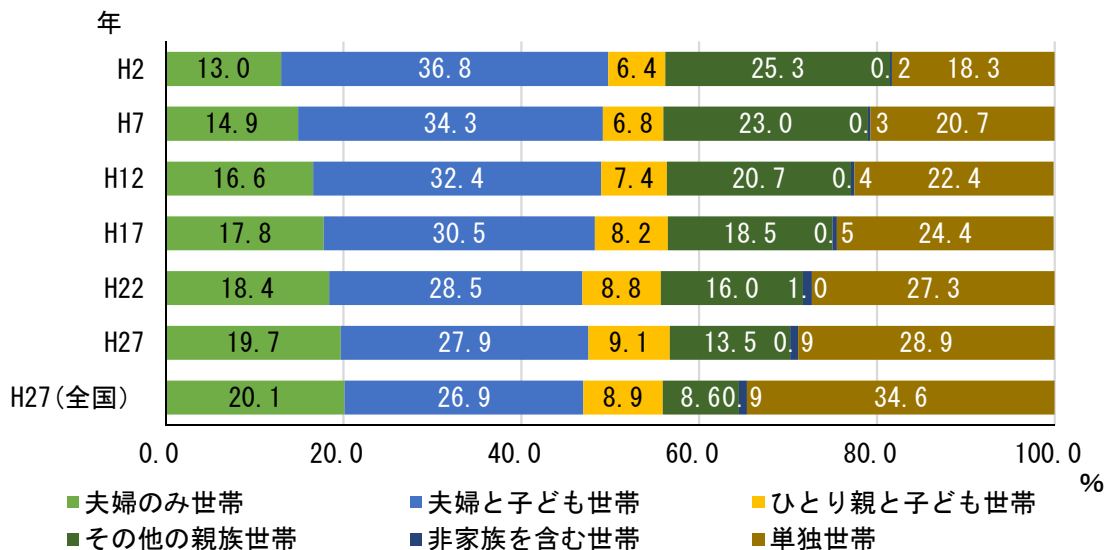
本県の世帯数は、昭和 60 (1985) 年の約 52 万 2 千世帯から平成 27 (2015) 年の約 76 万 2 千世帯へと増加しています。

世帯数が増加した要因は、「単独世帯」、「夫婦のみ世帯」、「ひとり親と子ども世帯」の増加であり、平成 27 (2015) 年にはその占める割合が 57.7% まで増加し、一世帯あたりの人員は減少傾向にあります。



資料：総務省「国勢調査」

図 12 栃木県の世帯数と 1 世帯あたりの人員の推移



* 世帯の家族類型「不詳」の世帯数を除いて集計

資料：総務省「国勢調査」

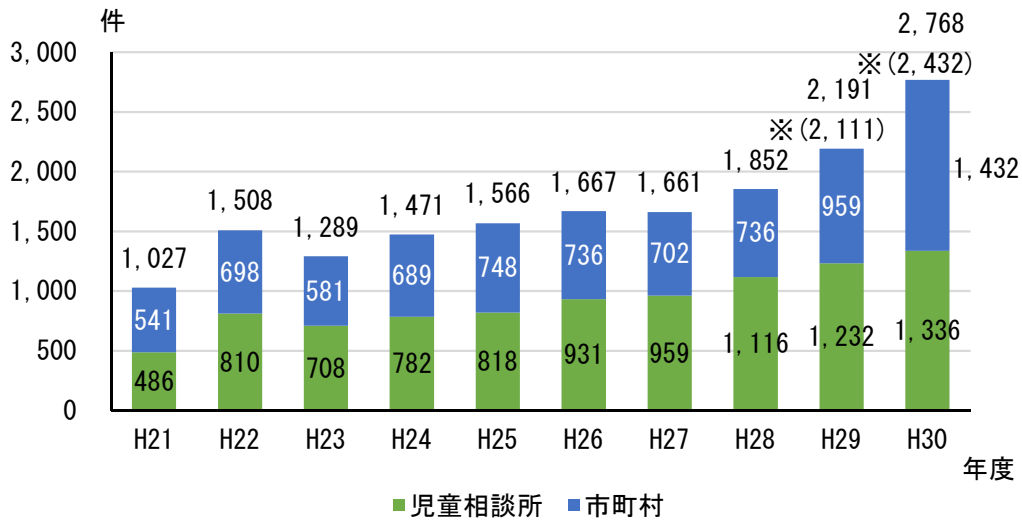
図 13 栃木県の一般世帯の家族類型別割合の推移

2 児童虐待

県内の児童虐待の状況をみると、平成 30（2018）年度に児童相談所や各市町で相談を受けて対応した件数は 2,768 件と、過去最多となっています。

児童虐待の通報、相談が増加した主な要因は、児童虐待に対する県民意識の高まりとともに、子どもの前でのDVの増加や、家庭や地域の養育力の低下も影響していると考えられます。

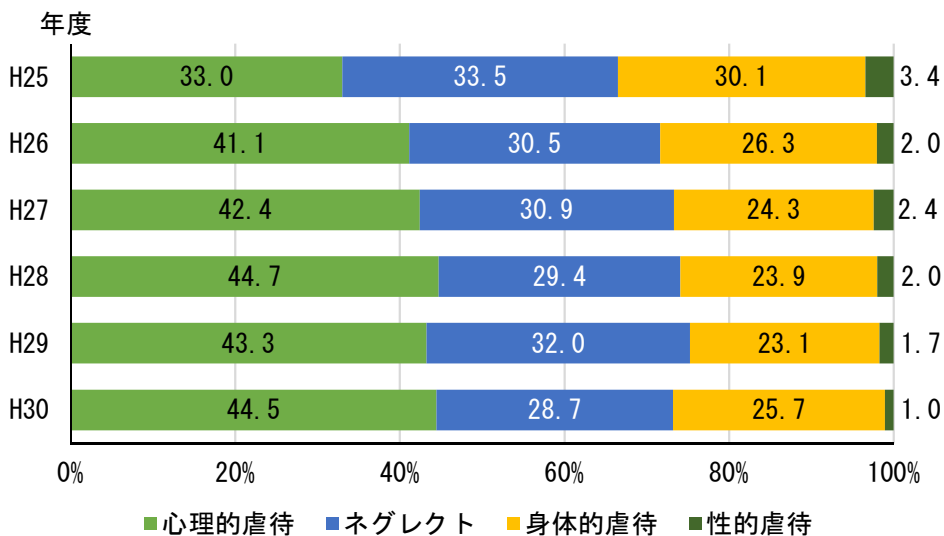
また、県内の児童相談所における虐待相談の内容は、心理的虐待の相談割合が、平成 30（2018）年度約 45%となり、平成 25（2013）年度と比べると大幅に増加しています。



※児童相談所から市町への事案送致分（H29:80 件、H30:336 件）を除いた数

資料：厚生労働省「福祉行政報告例」

図 14 栃木県の児童虐待相談対応件数の推移



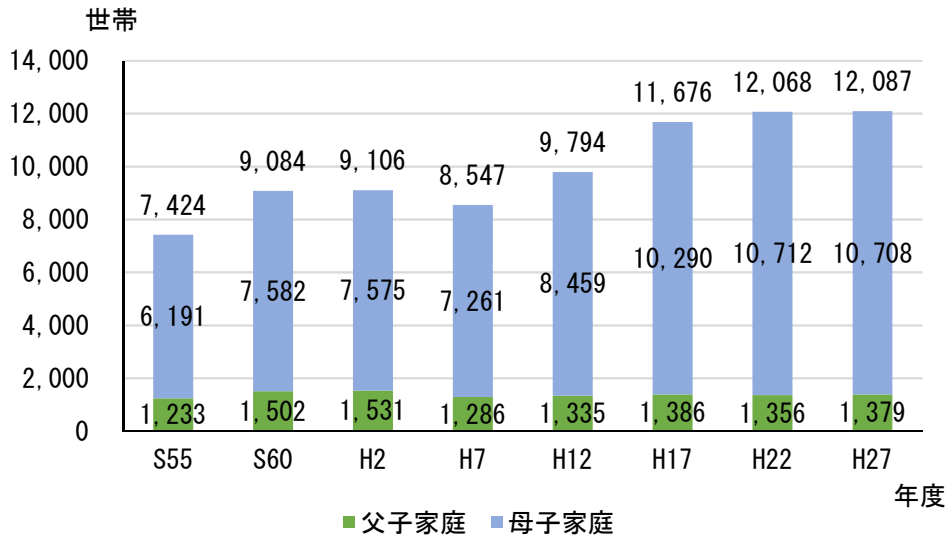
資料：厚生労働省「福祉行政報告例」

図 15 栃木県の児童相談所における児童虐待相談内容

3 ひとり親家庭

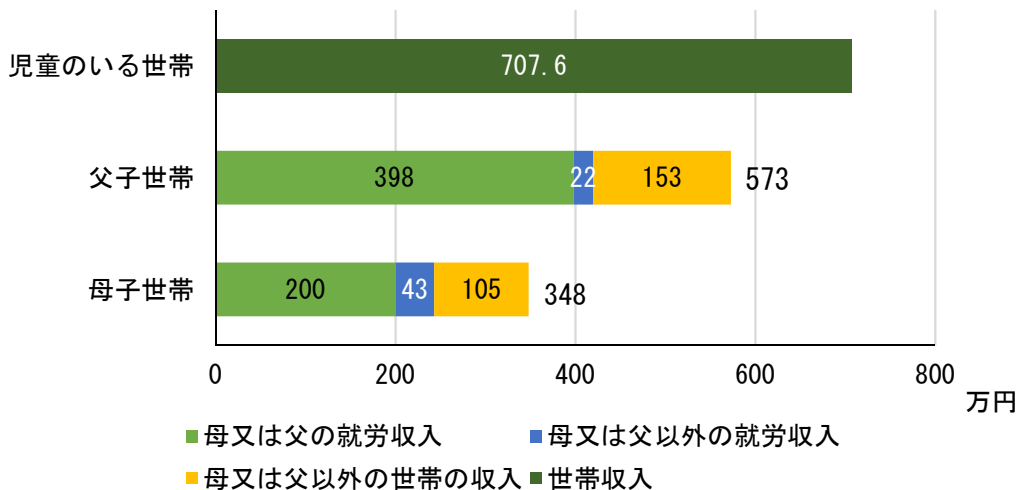
本県のひとり親家庭数は、年々増加し、平成 27（2015）年度には、12,087 世帯となっています。

また、平成 27（2015）年のひとり親世帯の平均年間収入は、父子世帯で 573 万円、母子世帯で 348 万円です。これを児童のいる世帯全体の平均収入 707.8 万円と比較すると、父子世帯は 81.0%、母子世帯は 49.2%となり、低収入であることが分かります。



資料：総務省「国勢調査」

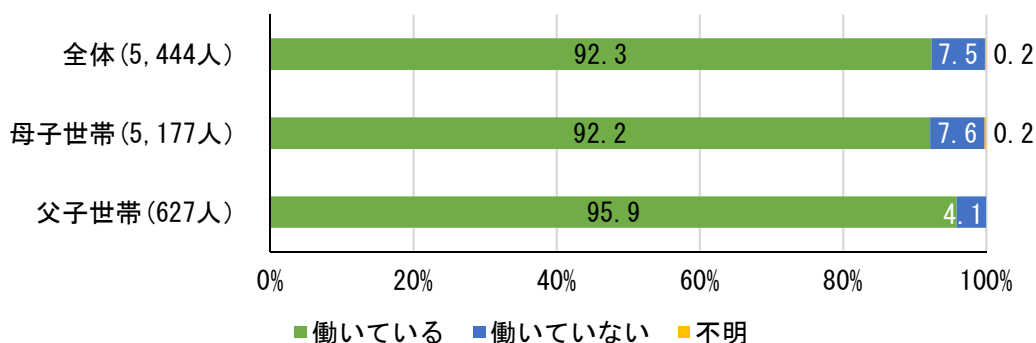
図 16 栃木県のひとり親世帯の推移



資料：平成 28(2016)年厚生労働省「国民生活基礎調査」、「全国ひとり親世帯等調査」

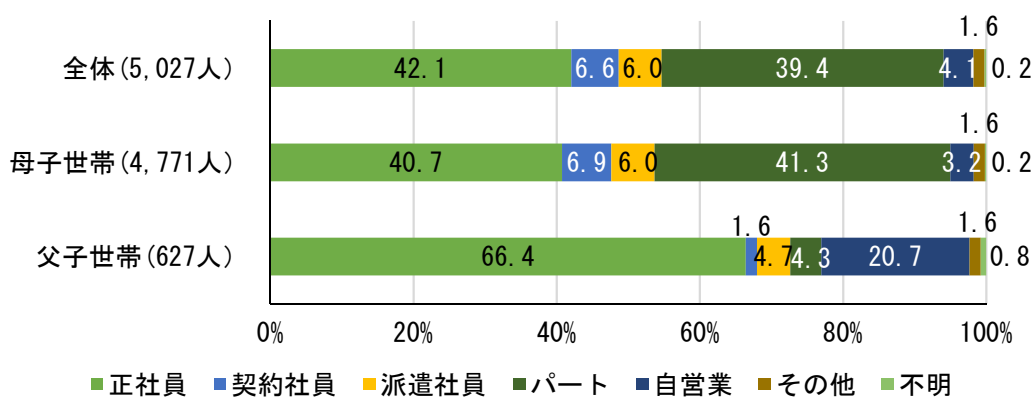
図 17 平成 27（2015）年ひとり親世帯の平均年間収入

また、県内の児童扶養手当受給者のうち働いている人は92.3%であるものの、就業形態について、母子世帯では、54.2%が、父子世帯では、10.6%が、パートや契約社員等の非正規雇用となっています。収入の面においても、母子世帯の60.9%が年収200万未満であり、母子世帯の5割以上が非正規雇用であることが、年収が低い要因の一つと考えられます。



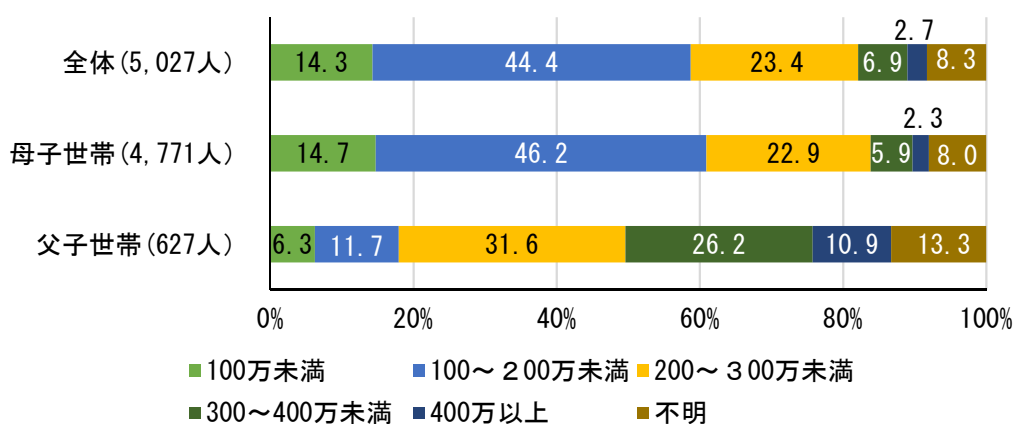
資料：令和元(2019)年栃木県「児童扶養手当受給者に対するアンケート調査」

図 18 栃木県の児童扶養手当受給者の就業率



資料：令和元(2019)年栃木県「児童扶養手当受給者に対するアンケート調査」

図 19 栃木県の児童扶養手当受給者の就業率



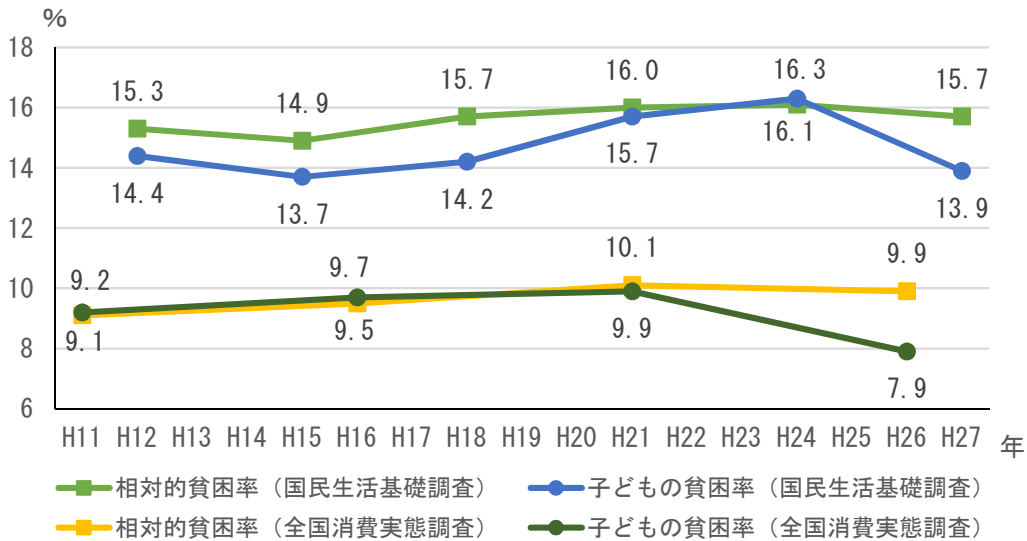
資料：令和元(2019)年栃木県「児童扶養手当受給者に対するアンケート調査」

図 20 栃木県の児童扶養手当受給者の就業率

4 子どもの貧困

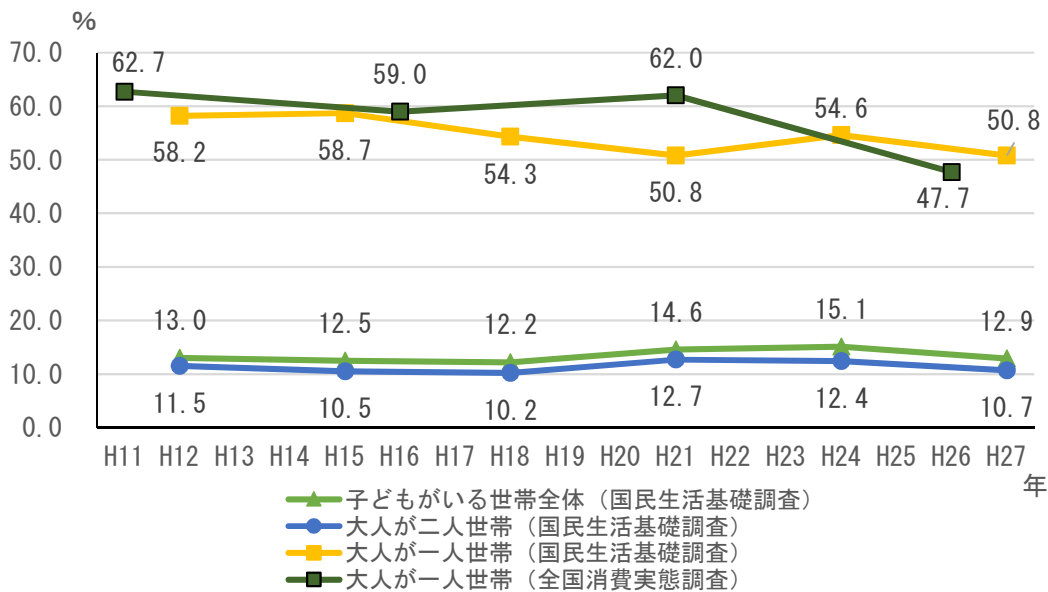
国民生活基礎調査による子どもの貧困率*は、上昇傾向にありましたが、平成27（2015）年では、13.9%に低下しています。また、平成27（2015）年に初めて公開された全国消費実態調査においても、平成26（2014）年では、7.9%に低下しています。

子どもがいる現役世帯の世帯員の相対的貧困率*は、「大人が一人世帯」の貧困率が高い水準で推移しています。



資料：厚生労働省「国民生活基礎調査」、総務省「全国消費実態調査」

図 21 相対的貧困率の推移



資料：厚生労働省「国民生活基礎調査」、総務省「全国消費実態調査」

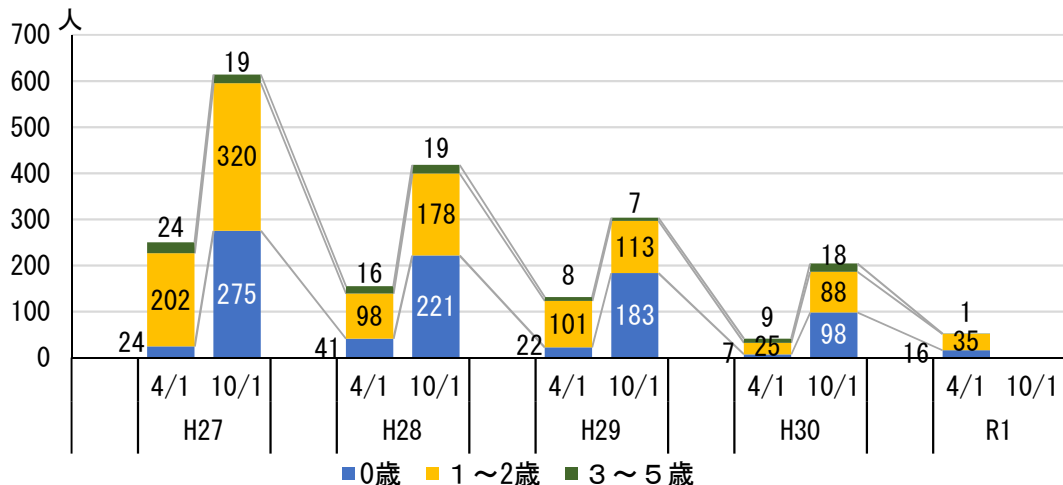
図 22 子どもがいる現役世帯（世帯主が18歳以上65歳未満）の世帯員の相対的貧困率の推移

* その国の等価可処分所得（いわゆる手取り収入を世帯人員の平方根で割って調整した所得）の中央値の半分の額を貧困線といい、貧困線を下回る等価可処分所得しか得ていない者の割合を相対的貧困率といいます。子どもの貧困率は、17歳以下の子ども全体に占める、等価可処分所得が貧困線に満たない子どもの割合をいいます。

4 地域社会

1 待機児童

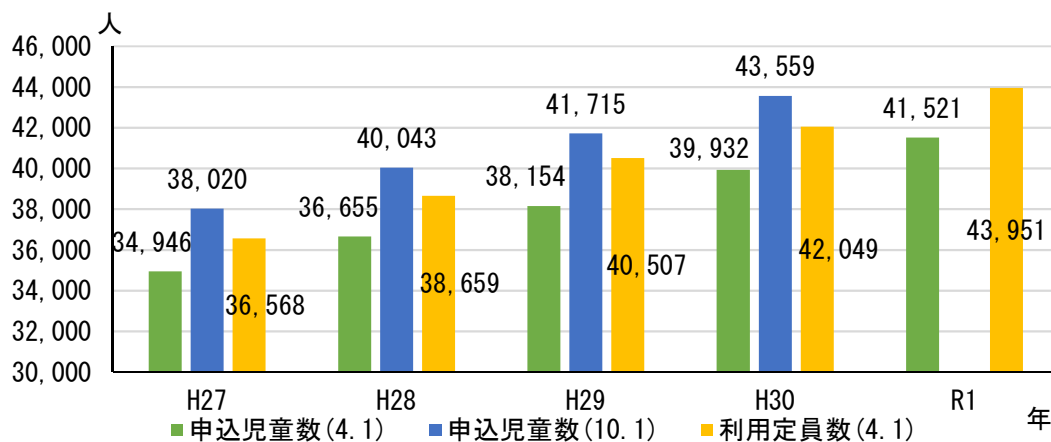
保育の受け皿の拡大、保育人材の確保等により、待機児童は減少傾向ではありますが、依然として0歳～2歳児に待機児童が発生しています。また、0歳児を中心に年度途中の申込が増加することで、10月1日時点の待機児童は、4月1日時点と比較して増加しています。



資料：厚生労働省「保育所等利用待機児童数調査」

図 23 栃木県の待機児童数の推移

女性の就業率の上昇や核家族化の進行を背景とした市町での保育ニーズを踏まえて、4月1日時点での利用申込者数を上回る受け皿の整備が進んでいますが、年度途中の保育施設の利用申込数の増加や、利用者の地域偏在の影響等により待機児童が発生している状況です。



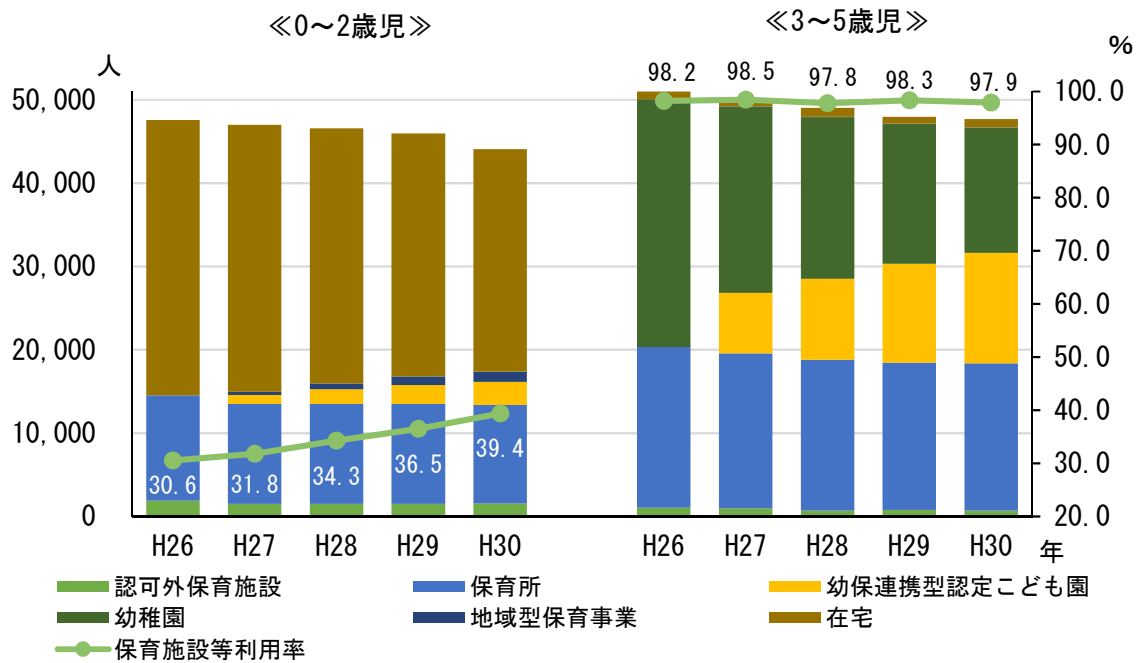
資料：厚生労働省「保育所等利用待機児童数調査」

図 24 栃木県の申込児童数と利用定員数の推移

2 学齢前の子どもの居場所

0～2歳児の居場所については、在宅が最も多い状況ですが、共働き世帯の増加等に伴い、保育施設等を利用している子どもの割合が増加しています。また、平成27（2015）年度から導入された子ども・子育て支援新制度に基づく幼保連携型認定こども園や、地域型保育事業を利用する子どもが年々増加しています。

3～5歳児の居場所については、約98%の子どもが、教育・保育施設等を利用している状況で推移しています。また、平成27（2015）年度からは、幼稚園や保育所から、保護者の就労の状況にかかわらず、子どもを受け入れて、教育・保育を一体的に提供する幼保連携型認定こども園への移行が進んだことにより、幼保連携型認定こども園を利用する子どもが増加しています。



資料：栃木県「教育・保育行政調査（とちぎの教育・保育）」

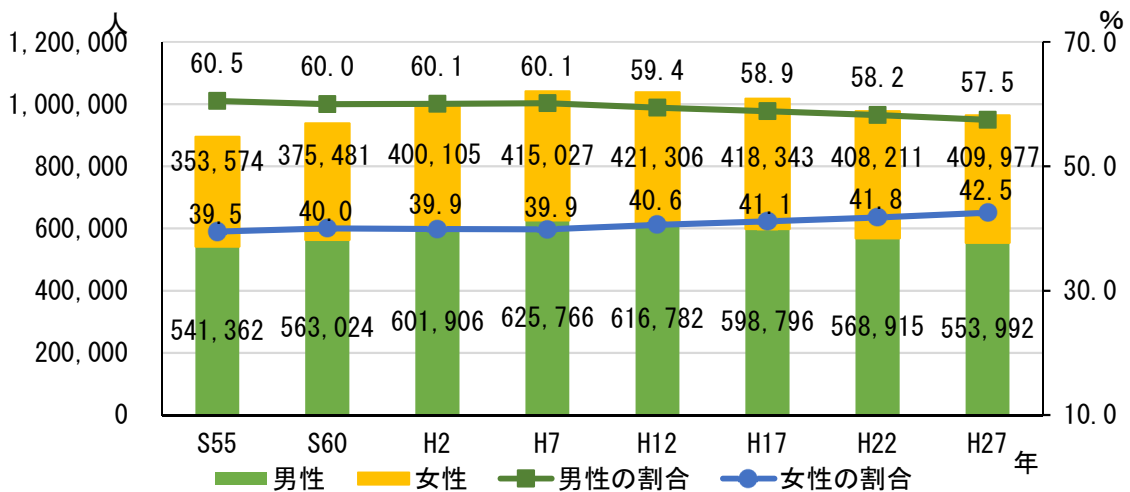
図 25 栃木県の年齢別学齢前の子どもの居場所の推移

⑤ 仕事と子育ての両立

1 女性の就業

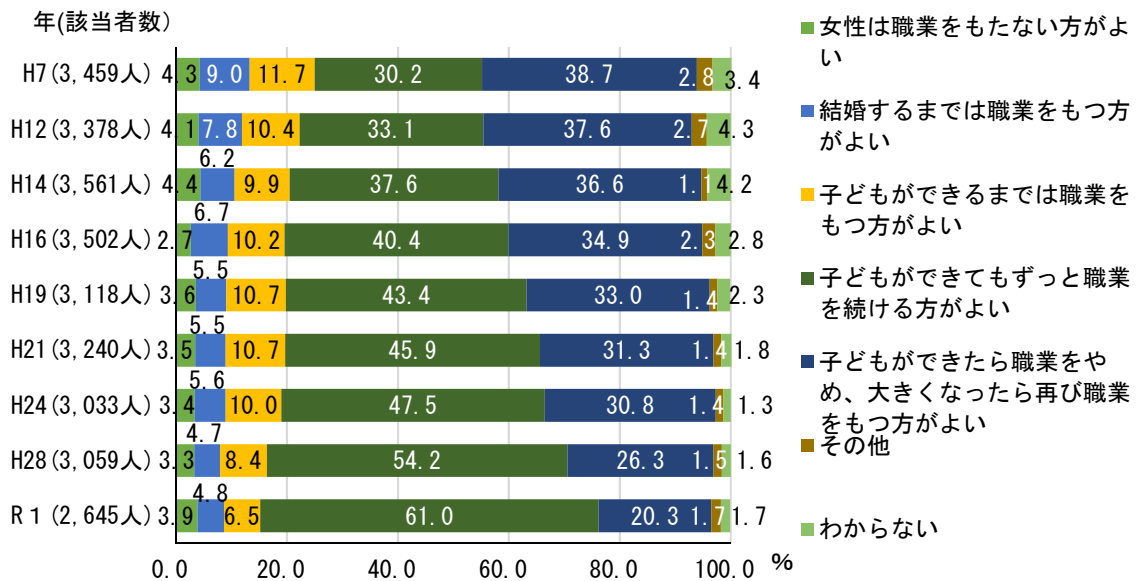
栃木県の就業者総数は、近年減少傾向にあります。女性就業者数は平成 22 (2010) 年の 408,211 人から平成 27 (2015) 年には 409,977 人と増加しています。また、就業者数に占める女性の割合は、年々増加しており、平成 27 (2015) 年には 42.5% となっています。

女性が職業を持つことについては、「子どもができてずっと職業を続ける方がよい」と考える人が、令和元 (2019) 年の調査で初めて 60% を超えました。



資料：総務省「国勢調査」

図 26 栃木県の男女別就業者数の推移



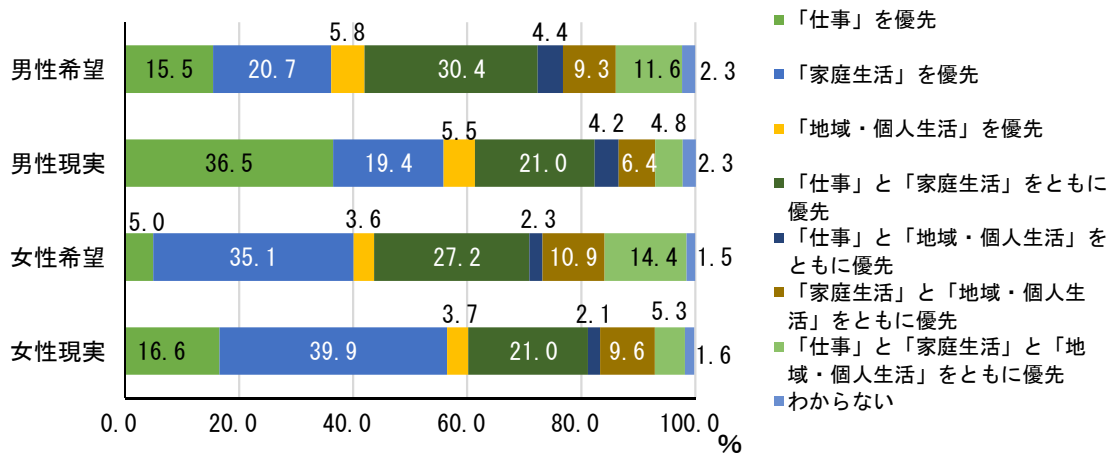
資料：内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」

図 27 女性が職業を持つことについての意識調査結果

2 理想と現実のギャップ

令和元（2019）年の内閣府調査によれば、男性の希望は、「仕事と家庭生活をともに優先したい」が30.4%と最も多い状況ですが、現実には「仕事を優先する」が36.5%と最も多く、女性の希望は、「家庭生活を優先したい」が35.1%と多く、現実でも「家庭生活を優先する」が39.9%と最も多くなっています。

また、男女ともに「仕事を優先」している方の割合が希望よりも現実で多くなっている一方、「仕事と家庭生活をともに優先」、「仕事と家庭生活と地域・個人生活をともに優先」させる割合は希望よりも現実で低くなっており、男女ともに、仕事と家庭生活の理想と現実にはギャップがある状況です。



資料：内閣府「令和元（2019）年男女共同参画社会に関する世論調査」

図 28 「仕事」、「家庭生活」、「地域・個人生活」の関わり方（優先度）

第3部 計画の基本方針

1 基本目標

子どもは、一人ひとりがかかけがえのない存在であり、次代を担う社会の宝です。条例の基本理念を、全ての県民が共有し、県を挙げて子ども・子育て支援に取り組めるよう目標を設けることとします。

県民が安心して子どもを生み、育てることができ、
子どもが健やかに成長することができる地域社会の実現

2 施策の基本的方向

基本目標を実現するため、次の8つの施策の基本的方向に基づき取り組めます。

- I 子ども・子育て支援に取り組む気運の醸成
- II 結婚の希望をかなえるための取組
- III 母子保健医療体制の充実
- IV 地域における子ども・子育ての支援
- V 子どもの心身の健やかな成長を支える教育環境等の整備
- VI 安全・安心な生活環境の整備
- VII 仕事と家庭との両立の支援
- VIII 困難を有する子どもや家庭等への支援

③ 施策の体系

基本目標	県民が安心して子どもを生み、育てることができ、 子どもが健やかに成長することができる地域社会の実現
------	--

基本的方向	取組の方向
-------	-------

I 子ども・子育て支援に取り組む気運の醸成

- 1 社会全体の気運の醸成

II 結婚の希望をかなえるための取組

- 1 地域全体で結婚を応援する気運の醸成
- 2 出会いを応援する施策の充実
- 3 若者の就労支援等

III 母子保健医療体制の充実

- 1 妊産婦・乳幼児への保健医療対策の充実
- 2 学童期・思春期からの保健対策の推進
- 3 健やかな成長・発達のための関係機関との連携強化

IV 地域における子ども・子育ての支援

- 1 教育・保育等の提供計画等の策定
- 2 教育・保育従事者の確保と教育・保育の質の向上
- 3 教育・保育の更なる充実を図るための多様なサービス等の支援

V 子どもの心身の健やかな成長を支える教育環境等の整備

- 1 次代の親の育成
- 2 学校等における教育環境の整備
- 3 家庭や地域の教育力の向上
- 4 児童の健全な育成

Ⅵ 安全・安心な生活環境の整備

- 1 子どもの安全対策の推進
- 2 子育て等を支援する生活環境の整備

Ⅶ 仕事と家庭との両立の支援

- 1 働き方の見直し
- 2 仕事と子育ての両立のための環境整備

Ⅷ 困難を有する子どもや家庭等への支援

Ⅷ-1 援護を必要とする子ども等への支援

- 1 児童虐待防止対策の充実
- 2 社会的養育体制の充実
- 3 障害児施策の充実

Ⅷ-2 子育て家庭等の生活の安定と自立への支援

- 1 ひとり親家庭等の自立支援の推進
- 2 子どもの貧困対策の推進

この計画が7つの計画の性格を併せ持つことや、ⅠからⅧまでの施策の基本的方向において重複する施策があることから、施策の体系に従って示す「第4部 施策の展開」の主な取組については、再掲されている取組がありません。

第4部 施策の展開

I 子ども・子育て支援に取り組む気運の醸成

現状と課題

近年、未婚化や晩婚化などにより急速に少子化が進行するとともに、核家族化や地域社会における人間関係の希薄化などを背景として、家庭や地域の子どもを育てる力の低下、子育て家庭の孤立化、児童虐待の増加など様々な問題が生じています。

今後も、少子化や人口減少の問題への対応や家族を持つことの大切さ、子育ての喜びや楽しさなどについての啓発を行うとともに、家庭をはじめ職場、地域等における男女共同参画を促進することにより、社会全体で子ども・子育て支援に取り組む必要があることについての気運をより一層醸成する必要があります。

未来を担う「社会の宝」である子どもたち一人ひとりの人権が尊重され、健全に育つことの大切さを社会全体で改めて認識し、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指していくことが重要です。

取組の方向

1 社会全体の気運の醸成

主な取組

1 社会全体の気運の醸成

(1) 少子化問題や子育て支援等に関する意識の啓発

- ・ 県民が安心して子どもを生み、育てることができ、子どもが健やかに成長できる地域社会の実現を目指して、県では条例を平成31（2019）年1月から施行し、県民総ぐるみで子ども・子育て支援に取り組んでいく気運を醸成しています。
- ・ 子どもを生み、育て、家族を持つことの意義や喜び、大切さ、子育てに関する様々な知識や情報等について、県のホームページ等による普及啓発を行います。
- ・ 子育てに関する父親の役割等を示した父子手帳の活用や、とちぎ男女共同参画センターにおける男性の子育てや家事への参画を進めるための講座の開催等により、父親が子育てに参加する気運を醸成します。
- ・ 小・中学校、義務教育学校、中等教育学校、高等学校において、発達の段階を踏まえた子育てについての理解を深める教育を行います。

(2) とちぎの子ども育成憲章の普及啓発

- ・ 大人が子育てに積極的に関わり、子どもを健全に育てていくため、大人の自覚と行動を促す行動指針である「とちぎの子ども育成憲章」の普及啓発を行います。

- (3) 子どもの人権の尊重の推進
- 子どもが自分の大切さとともに他人の大切さを認めることができるよう、人格形成の基礎が培われる時期から人権を尊重する心と態度を育てる教育を行います。
 - 子どもの健やかな成長や発達のため、子どもの最善の利益を尊重すること等を明記した「児童の権利に関する条約」の理念が実現されるよう、子どもの権利の擁護や児童虐待の防止に関する各種啓発を行います。
 - 児童相談所や施設の職員等、子どもの支援に関わる人たちの子どもの権利擁護に関する取組を促進するとともに、子どもの意見を積極的に聴取する仕組みを検討、構築します。
- (4) 「とちぎ未来クラブ」を活用した結婚・子育て支援
- 「とちぎ未来クラブ」の構成団体等の協力を得て、県民総ぐるみでの結婚・子育て支援の気運を醸成します。
 - 「とちぎ結婚応援カード（愛称：とちマリ）」を交付し、企業と協力して新婚世帯等の経済的負担を軽減するとともに、社会全体で結婚を応援する気運を醸成します。
 - 子育て家庭等が協賛店舗等で優待サービスを受けられる「とちぎ笑顔つぎつぎカード」を発行するなど、次代を担う子どもを養育している家庭を社会全体で支援していく気運を醸成します。

とちぎ未来クラブ

目的： 県民総ぐるみで結婚、子育てを支援し、家庭を築き安心して子どもを生き育てることができる環境づくりを推進すること。

構成： 県、市町、目的に賛同する県内各種団体

目標指標

合計特殊出生率

その年における15～45歳の女性の年齢別出生率の合計

基準値
(H30年度)

1.44



目標値
(R6年度)

検討中

**栃木県(市町)で子育てをした
いと思う親の割合(%)**

乳児検診(3・4か月児、1歳6か月児、3歳児)時のアンケート結果の平均値

基準
(H30年度)

95.6



目標値
(R6年度)

96.0



とちぎのこども育成憲章

あすになこ 子どもたちが 夢と希望を持ち

こころゆた 心豊かでたくましく せいちょう 成長することは けんみん 県民すべてのねが 願いです

わたしたちは こそだ 子育てに せつきよくてき 積極的に かかわり

こどもたちをみんなで そだ 育てていく けつい 決意を込め ここに けんしょう 憲章を せいいてい 制定します

わたしたちは

一、こどもたちひとりひとりを さんちよう 尊重し いのち 命を大切にします

一、こどもたちとのかかわりを ぶか 深め おも 思いやりの こころ 心をはぐくみます

一、こどもたちとともに まな 学び よろこ 喜び はげ 励ましあい

しゃかい 社会の一員としての じかく 自覚を そだ 育てます

一、ひとりひとりがこどもたちの てほん 手本となるよう こうどう 行動します

一、とちぎの ゆた 豊かな しぜん 自然 でんとう 伝統 ぶんか 文化を まも 守り

こどもたちに ひきつ 引き継ぎます

平成 22 年 2 月 9 日

栃 木 県

Ⅱ 結婚の希望をかなえるための取組

現状と課題

本県の平成 30（2018）年の出生数は過去最低を記録し、合計特殊出生率も人口を維持するのに必要とされる水準（人口置換水準）を大きく下回っています。

その大きな要因が、未婚化、晩婚化・晩産化の進行であり、多くの若者が結婚を希望しているにも関わらず、適当な相手に巡り会えないことや経済的な不安等により、その希望をかなえられていません。また、結婚を希望しながら自ら特に行動を起こしていない若者も多数います。

このため、結婚を前向きにとらえる気運の醸成や出会いの機会の提供、また、安定した就労の確保等、結婚の希望をかなえるための支援に取り組みます。

取組の方向

- 1 地域全体で結婚を応援する気運の醸成
- 2 出会いを応援する施策の充実
- 3 若者の就労支援等

主な取組

- 1 地域全体で結婚を応援する気運の醸成
 - (1) 結婚を支援する環境づくりの推進
 - ・ 新婚夫婦や結婚を予定しているカップルを対象に特典サービスが受けられる「とちぎ結婚応援カード（愛称：とちマリ）」を発行し、企業等の協力を得て新婚世帯等の経済的な負担を軽減するとともに、社会全体で「結婚」を応援する気運の醸成を図ります。
 - ・ 地域や企業等において結婚を応援する取組を推進し、身近に結婚支援を行う環境づくりを推進します。
 - (2) 結婚について知り・考える機会の提供
 - ・ 結婚は本人の自由な意思で選択するものですが、学校や企業と連携して学生や新社会人等の若者を中心に、未婚率等の結婚を取り巻く現状を知り、自らの結婚や子育て等のライフプランについて考える機会を、積極的に提供します。
 - (3) 結婚を前向きにとらえる気運の醸成
 - ・ 結婚を前向きにとらえ、結婚の希望をかなえるために自ら行動を起こすことが出来るよう、ホームページや SNS 等を活用し積極的な情報発信を行います。

2 出会いを応援する施策の充実

(1) 出会いの機会の充実

- とちぎ未来クラブでとちぎ結婚支援センターを運営し、マッチングシステムと結婚相談員によるお相手探しを支援するとともに、サービス内容の充実と会員の利便性の向上に努めます。
- 結婚サポーターが相手探しの支援を行う縁結び事業を実施します。
- 市町、地域や企業の結婚サポーターが行う出会いイベントの開催を支援し、多様な出会いの機会を充実します。

(2) 出会いを応援する体制の充実

- 地域において結婚を応援してくれる人を結婚サポーターとして登録し、とちぎ結婚支援センターと連携して、結婚支援の充実を図ります。
- とちぎ結婚支援センターと連携して従業員等の結婚支援を行う結婚応援企業を増やし、出会いを応援する体制の充実を図ります。

3 若者の就労支援等

(1) 若年者の安定就労の支援

- 中学生や高校生に対する職場体験・就業体験の機会の拡充や進路ガイダンスの充実を図り、望ましい職業観・勤労観や主体的に進路を選択・決定できる能力を育成します。
- 県立産業技術専門校をはじめとする公共職業能力開発施設等において、多様な職業訓練を実施します。
- とちぎジョブモールにおいて、学生やフリーター等の若者の就業意識の形成や就職活動を支援します。
- 就職に必要な基礎的能力を習得するための講座や就業体験等、若者の就職活動を支援します。

(2) 困難を有する子ども・若者、ひきこもり対策の実施

- ひきこもりやニート、不登校等の社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者等やその家族等が安心して社会生活を送ることができるよう、ワンストップで対応できる総合的な相談窓口である「栃木県子ども若者・ひきこもり総合相談センター」において相談支援を行います。
- 教育、福祉、医療、雇用等の関係機関との連携強化を図るため栃木県子ども・若者支援地域協議会を運営し、情報共有や連絡調整を行います。

目標指標

婚姻率（人口千人対）

人口千人当たりの婚姻組数

基準値
(H30年度)

4.3



目標値
(R6年度)

検討中

Ⅲ 母子保健医療体制の充実

現状と課題

未婚化、晩婚化・晩産化、核家族化や育児の孤立化等が進む中、安心して、妊娠、出産ができ、県内どこに生まれても、一定の質の母子保健サービスが受けられ、全ての子どもが健やかに育つ社会をつくるためには、保健・医療分野のみならず、教育委員会や学校、家庭や地域の関係機関等との連携による、妊娠・出産・子育て期における地域での切れ目のない支援が必要です。

取組の方向

- 1 妊産婦・乳幼児への保健医療対策の充実
- 2 学童期・思春期からの保健対策の推進
- 3 健やかな成長・発達のための関係機関との連携強化

主な取組

- 1 妊産婦・乳幼児への保健医療対策の充実
 - (1) 妊産婦の健康保持
 - ・ 安心して妊娠・出産ができるよう、「妊産婦医療費助成制度」により医療費の助成を行います。
 - ・ 全ての妊産婦の心身状態を把握した上で、乳児の養育に不安を持つ家庭や精神的な不安の強い妊産婦に対して、医療機関や市町等と連携した支援が早い段階から行えるよう、「ようこそ赤ちゃん支え愛事業」により支援体制の強化に取り組みます。
 - ・ 不妊で悩む人のため、治療費の一部助成や、「不妊専門相談センター」における相談を行います。
 - ・ 学校等と連携し、性成熟期にある若者への妊娠・出産・子育て等に関する正しい知識の普及啓発や、心身の健康づくりを支援します。
 - ・ 妊娠中の食生活や労働のあり方、喫煙や飲酒の影響といった、健康管理の重要性に関する啓発など、医療機関や市町と連携して妊娠期の保健指導の充実を図ります。
 - ・ 妊娠中の健康管理や、妊娠高血圧症候群等のハイリスク妊婦の早期発見等のため、市町と連携して妊娠の早期届出や妊婦健康診査の確実な受診を促進します。
 - (2) 乳幼児の健やかな成長・発達への支援
 - ・ 市町のほか、幼稚園・保育所等や、医療機関などの関係機関と連携しながら、望ましい生活習慣や健康づくりとともに、乳幼児突然死症候群等の予防、子どもの事故防止などの普及啓発を行います。

- こども医療費への助成を行うとともに、その適正な受療行動を促進します。
 - とちぎ子ども救急電話相談（#8000）の更なる普及啓発を行います。
 - 未熟児への養育医療、障害のある子ども等への育成医療、結核や小児慢性特定疾病にかかっている子ども等への療育や医療費の給付を実施するほか、慢性疾病児童地域支援協議会を開催し、小児慢性特定疾病児童等に対する支援を充実します。
 - 全ての新生児を対象とした新生児聴覚検査による聴覚障害の早期発見・早期療育とともに、市町や関係機関と連携し、発達障害や医療的ケア等の特別な支援を必要とする子どもの早期発見と、切れ目のない支援に努めます。
 - 乳幼児健康診査や療育相談体制に関する市町間の格差を解消するため、事業の定期的な評価を実施し、市町への情報提供に努めます。
- (3) 妊娠期からの児童虐待防止の促進
- 若年妊娠や健康、経済面等で問題を有する特定妊婦に対し、妊娠の早期から保健指導を行うための体制の充実を図ります。
 - 「ようこそ赤ちゃん支え愛事業」の活用や、乳児家庭全戸訪問事業及び乳幼児健康診査の受診等を通して、養育支援を必要とする家庭を継続的にフォローアップするための体制の充実を図ります。
 - 乳幼児健康診査の未受診児に対して、早期に家庭環境や乳幼児の発達状況等の把握に努めるとともに、保護者に対するフォローアップ体制を強化します。

2 学童期・思春期からの保健対策の推進

- (1) 子どもの心の健康を維持するための体制整備
- 県広域健康福祉センターの「子どもの心の相談窓口」において、保護者や学校関係者等に具体的な対応方法の相談支援を行います。
 - 子ども心の問題に対応する医師・保健師・教育関係者等の資質向上のため、研修会や連絡会議等を開催します。
- (2) 思春期の健康づくりと相談体制の充実
- 児童・生徒自らが心身の健康に関心を持ち、よりよい将来を送るため、健康の保持・増進に取り組めるよう健康情報の提供等を行います。
 - 教育機関と調整を図りながら、地域の関係機関・NPO・民間団体等の協力を得て、思春期の子どもや保護者を支援するための体制を整備します。

3 健やかな成長・発達のための関係機関との連携強化

- (1) 子どもの成長・発達を支援する従事者の資質の向上
- 母子保健や児童福祉等の関係機関に対し、妊娠・出産・子育て等に関する最新の情報や支援のあり方に関する情報提供に努めます。
 - 養育支援従事者等の資質の向上のため、総合周産期母子医療センター等において専門研修を実施します。
 - 思春期や子ども心の問題に対応できる専門職を育成するため、医師・保健師・教育関係者等に対する研修会や情報交換等を実施します。

(2) 関係機関との連携強化

- 行政、企業、関係団体や母子保健活動に協力するNPO等民間団体が協働して、マタニティマークの普及など、妊産婦や子どもの成長・発達を見守り、親子を孤立させない地域づくりに努めます。
- 市町における子育て世代包括支援センターと要保護児童対策地域協議会や子ども家庭総合支援拠点等の連携を強化し、妊娠・出産・子育て期における地域での切れ目のない支援を行います。
- 総合周産期母子医療センター及び地域周産期医療機関の運営・医療機器の整備等に対し支援を行うとともに、総合周産期母子医療センターに設置した周産期医療連携センター等を通じ、周産期医療機関、救急搬送機関との連携により母体及び新生児搬送の一層の円滑化・効率化を図ります。
- 子どもの心の問題を早期に発見して対応できるよう、子どもの心の相談支援体制強化連携会議を開催するなどして、保育所や教育機関、医療機関、市町等と連携し、地域に応じた課題解決に取り組みます。

目標指標

全出生数中の低出生体重児
(2,500g未満)の割合
(%)

基準値
(H29年度)

10.5



目標値
(R6年度)

減少を目指す

妊娠・出産について満足して
いる者の割合 (%)

3・4か月児乳児健診時アンケートで
「産後1か月間に助産師等から指導・ケ
アを十分に受けた」と答えた者の割合

基準値
(H30年度)

87.6



目標値
(R6年度)

92.0

乳児健診未受診率 (%)

3~5か月の乳児健診対象者のう
ち、未受診である者の割合

基準値
(H30年度)

2.2



目標値
(R6年度)

2.0

Ⅳ 地域における子ども・子育ての支援

現状と課題

子育て家庭が孤立し、子育てについての不安や悩み、負担感を抱える人が増える中、日常生活において子育て中の家庭と直接関わる機会の多い地域社会が果たす役割は、とても大きく、重要なものとなっています。

また、これまでの様々な取組により、待機児童数は近年減少傾向にあります。施設利用児童数や待機児童数の市町ごとの傾向や、子育てに関する多様化するニーズに対応するため、市町と連携し、地域の実情に応じた施設の整備、教育・保育人材の確保や質の向上、子育て機能のより一層の充実等を、計画的に図る必要があります。

取組の方向

- 1 教育・保育等の提供計画等の策定
- 2 教育・保育従事者の確保と教育・保育の質の向上
- 3 教育・保育の更なる充実を図るための多様なサービス等の支援

主な取組

- 1 教育・保育等の提供計画等の策定
 - (1) 教育・保育の提供に係る区域の設定
本県が定める教育・保育の提供に係る区域（以下「教育・保育提供区域」といいます。）は、1市町を1区域としています。
なお、この区域は、全ての認定区分（1号、2号及び3号）及び「地域子ども・子育て支援事業」について、共通のものです。

§ 認定区分について

幼稚園、保育所、認定こども園及び小規模保育等（地域型保育事業）の教育・保育を利用する子どもについては、次の3つの認定区分が設けられています。

認定区分		利用施設（事業）
1号認定	満3歳以上の小学校就学前の子ども（2号認定の子どもを除く。）	幼稚園・認定こども園
2号認定	満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、保育の必要がある子ども	保育所・認定こども園
3号認定	満3歳未満の小学校就学前の子どもであって、保育の必要がある子ども	保育所・認定こども園・小規模保育等

(2) 幼児期の教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

各市町が市町村子ども・子育て支援事業計画で定めた、教育・保育の必要量並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期等（別冊「教育・保育の提供に係る区域における量の見込み及び提供体制」のとおり）に基づき、幼稚園、保育所、認定こども園及び小規模保育事業等の地域型保育事業による新たな施設の整備・認可や既存施設の定員増等を行い、計画的に教育・保育を提供します。

また、必要に応じ市町間の広域的な調整を行います。

(3) 教育・保育施設の適切な運営の確保

- ・ 教育・保育施設の指導監査を実施し、県が定める設備及び運営に関する基準を定める各条例に基づいた適切な運営の確保を図ります。
- ・ 健康で安全に生活できる場となるよう、国が定める学校環境衛生基準や保育所保育指針等に基づき、教育・保育の環境の向上を促進します。
- ・ 教育・保育の質の確保を図るため、幼稚園、保育所及び認定こども園において、自己評価・関係者評価のほか、外部（第三者）評価の実施を促進します。

2 教育・保育従事者の確保と教育・保育の質の向上

(1) 教育・保育従事者の確保

ア 保育教諭、幼稚園教諭、保育士の確保

- ・ ハローワークやとちぎ保育士・保育所支援センター、指定保育士養成施設、市町等と連携を図りながら、指定保育士養成施設の新規卒業者の確保、教育・保育人材の処遇改善をはじめとする就業継続を支援します。
- ・ 保育士資格を有しているものの保育士として保育等に従事していない保育士（潜在保育士）に対する研修の実施、再就職準備金や保育料の貸付けによる再就職支援等を行い、積極的に保育士の人材確保を図ります。
- ・ 幼稚園教諭免許状又は保育士資格のいずれかを有する者が、もう一方の免許状又は資格を取得できるよう資格支援取得事業を実施し、保育教諭の確保を図ります。

イ 子育て支援者の確保

- ・ 特定地域型保育事業や地域子ども・子育て支援事業等の地域のニーズに応じた子育て支援を充実させるため、市町等と連携して研修を実施し、その担い手となる家庭的保育者、放課後児童支援員や子育て支援員を養成します。

(2) 教育・保育の質の向上

ア 教育・保育従事者の質の向上

- ・ 教育・保育人材の質の向上を図るため、保育士等キャリアアップ研修や、新任保育士、主任保育士、施設長等の階層別研修を実施します。
- ・ 幼児教育センターにおいて保育人材を対象とした研修を計画的に実施するとともに、教育・保育関係団体が開催する研修を支援します。

イ 教育・保育の質の向上

- ・ 保育教諭や保育士の業務負担の軽減を図るため、清掃業務等周辺業務を行

う者の配置を支援することで、保育に専念できる環境の整備に努めます。

- 幼児教育に関する事務に従事する指導主事の教育・保育に関する専門性の確保、教育・保育アドバイザーの確保及び幼児教育センターの機能充実に努めます。

3 教育・保育の更なる充実を図るための多様なサービス等の支援

(1) 地域子ども・子育て支援事業の推進

全ての子育て家庭を支援するために、市町は保護者のニーズに応じて、次のアからスまでの13事業を行うことが義務付けられました。このため、県は、市町が行う次の事業を支援します。

なお、各市町における各事業の提供体制を踏まえ、県内における見込み量並びに確保の内容及びその実施時期は、別冊「教育・保育の提供に係る区域における量の見込み及び提供体制」のとおりです。

ア 利用者支援事業

- 子育て家庭や妊産婦の困りごとなどに合わせて、幼稚園・保育所などの施設や、地域の子育て支援を選択して利用できるように、情報の提供や支援の紹介などを行います。
- 地域子育て支援拠点や行政窓口その他の場所で、利用者支援専門員が対応します。
- 子育て支援などの関係機関とのネットワークを構築し、地域の課題に応じて、必要な子育て支援事業や活動の開発を進め、子育てしやすい地域づくりを行います。

イ 地域子育て支援拠点事業

- 親子が気軽に訪れ、情報交換や交流等を行う場であるとともに、子育てに関する相談や情報提供等を行う地域子育て支援拠点の整備を促進します。

ウ 妊婦健康診査事業

- 妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施します。

エ 乳児家庭全戸訪問事業

- 生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行います。

オ 養育支援訪問事業

- 乳児家庭全戸訪問事業等により養育支援が特に必要な家庭を、保健師・助産師・保育士等が訪問し、養育に関する指導・助言などを行うことにより、家庭の適切な養育の実施を確保します。

カ 子育て短期支援事業

- 保護者の出張や冠婚葬祭、病気などにより、子どもの保育が一時的にできない場合に、児童養護施設等で短期間の宿泊で子どもを預かるショートステイを支援します。
- 平日の夜間などに保育ができない場合に、一時的に子どもを預かるトワイ

ライトステイを支援します。

キ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

- ・ 乳幼児や小学生等の子育て中の保護者を会員として、子どもの預かりなどの援助を受けることを希望する方と、援助を行うことを希望する方との相互に助け合う活動に関する連絡、調整を行う、ファミリー・サポート・センターの設置や取組を促進します。

ク 一時預かり事業

- ・ 急な用事や短期のパートタイム就労のほか、リフレッシュしたい時などに、保育所などの施設や地域子育て支援拠点などでの一時預かりを支援します。
- ・ 幼稚園において教育時間の前後、土曜日、夏休みなどの長期休業時に実施する、在園児の一時預かりを支援します。

ケ 時間外保育事業（延長保育事業）

- ・ 保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間に、保育所等で引き続き保育を行う時間外保育を支援します。

コ 病児保育事業

- ・ 病気や病後の子どもを保護者が家庭で保育できない場合に、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育を行う病児保育を支援します。
- ・ 保育所等で、保育中の体調不良児を、保護者の迎えまで安静に預かる体調不良児対応を支援します。
- ・ 保育中に具合が悪くなった子どもを看護師等が送迎し、病児保育施設において保育する取組を支援します。

サ 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

- ・ 保護者が労働等により昼間家庭にいない児童（小学校）が、放課後に小学校の余裕教室や児童館等で過ごすことができる仕組みである放課後児童クラブの整備を進めるとともに、放課後児童クラブ運営指針を踏まえ、質の向上を図ります。

シ 実費徴収に係る補足給付を行う事業

- ・ 保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払う日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品を購入する費用や、行事への参加費、子ども・子育て支援新制度へ移行していない幼稚園児の副食費を助成します。

ス 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

- ・ 新規参入事業者に対する相談・助言等巡回支援や私学助成（幼稚園特別支援教育経費）及び障害児保育事業の対象とならない特別な支援が必要な子どもを認定こども園で受け入れるための職員の加配を促進します。

(2) 教育・保育サービス等の確保・充実

ア 多様な保育サービスの充実等

(ア) 認可施設

- ・ 幼稚園における預かり保育や子育て相談、子育て情報の提供等の取組を

促進します。

- ・ 保育所や幼稚園、認定こども園等が有する施設や養育・教育機能の地域社会への開放により、子育て・養育相談や、保護者・世代間の交流事業等の子育て支援事業を実施します。
- ・ 休日保育、病児・病後児保育、医療的ケア児を含む障害児保育等の多様な保育サービスの充実を促進します。
- ・ 特別な支援を要する園児が就園する幼稚園や認定こども園に対して必要な経費の一部を助成し、特別支援教育の振興と充実を図ります。
- ・ 海外から帰国した幼児や外国人幼児等が円滑に教育・保育等の利用ができるよう、保護者及び教育・保育施設等からの相談に応じるなど、必要な支援を行います。

(イ) 認可外保育施設

- ・ 国が定める指導監督基準に基づき、認可外保育施設の適切な運営の確保を図ります。
- ・ 認可外保育施設の保育従事者に対する研修を実施し、保育内容の充実・向上を図ります。
- ・ 企業主導型保育事業の普及に努めるとともに、看護職員の就労と子育て支援を図るため、病院内保育所の運営を助成します。

イ 教育・保育の無償化や多子世帯への経済的負担の軽減等

- ・ 子ども・子育て支援法に基づく3歳から5歳までの幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する子どもの利用料の無償化（以下「教育・保育の無償化」という。）等については、市町と連携して円滑な実施を確保します。
- ・ 教育・保育の無償化等国の制度に該当しない、保育所等に入所する第3子以降の3歳未満児の保育料の無償化等により、子育て世帯の経済的負担の軽減を図ります。

ウ 幼稚園・保育所・認定こども園及び小学校等の連携促進

- ・ 幼稚園、保育所、認定こども園、小学校等で構成する連携推進会議の開催などにより、市町における連携体制の構築を支援します。

エ 放課後児童対策の充実

- ・ 放課後児童クラブ事業と放課後子ども教室事業とのより一層の連携促進を図り、放課後児童対策を総合的に推進します。
- ・ 放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の活動内容の充実や、指導者等の資質の向上及び市町における円滑な取組を促進するため、放課後児童支援員や放課後子ども教室の参画者等に対する研修等を実施します。

(3) 妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援体制等の充実

- ・ 市町が設置する、妊娠期から子育て期にわたる総合的な相談や支援を行う「子育て世代包括支援センター（母子健康包括支援センター）」や、子どもやその家庭、妊産婦等を対象に、情報の提供、相談、指導等必要な支援や、関係機関間の連絡調整等を行う子ども家庭総合支援拠点を支援します。
- ・ 地域における身近な相談相手である民生委員、児童委員、家庭相談員、保健師、母子保健推進員等の活動を充実し、子育て中の家庭の不安や悩みの解消を

図ります。

- ・ 子育てや家庭教育等の不安や悩みに対応する「ホットほっと電話相談（家庭教育ホットライン・メール相談）」等の相談事業を充実させます。
- ・ （公財）とちぎ未来づくり財団や（福）栃木県社会福祉協議会と連携し、それぞれの特色や柔軟性を生かした子ども・子育て支援事業を展開します。
- ・ とちぎボランティアNPOセンターを中心として、NPOやボランティア団体の担い手の育成やNPO等の組織基盤強化に取り組み、県内の社会貢献活動の促進を図ります。
- ・ シルバー人材センターが市町等からの委託を受けて実施する放課後児童クラブ等の子育て支援に関する取組を促進します。

(4) 教育・保育情報の公表

県のホームページに教育・保育の情報を掲載するなど、その情報を必要とする子どもの保護者が必要な時に最新の情報を入手することができるよう提供します。

目標指標

保育所待機児童数（人）

厚生労働省が実施する保育所等関連状況とりまとめにおける4月1日時点の待機児童数

基準値
(H31.4)

52



目標値
(R6年度)

0

厚生労働省が実施する保育所等関連状況とりまとめにおける10月1日時点の待機児童数

基準値
(R1.10)

調査中



目標値
(R6年度)

0

キャリアアップ研修（4分野以上）受講修了者数（人）

副主任保育士や専門リーダー等としての加算要件となる4分野以上の研修受講修了者の総数

基準値
(H30年度)

217



目標値
(R6年度)

2,000

子育て支援員研修の研修修了者数（人）

研修が開始されたH28年度からの研修受講者の総数

基準値
(H30年度)

2,121



目標値
(R6年度)

5,700

子ども家庭総合支援拠点設置市町数（市町）

基準値
(R1年度)

2



目標値
(R6年度)

25

V 子どもの心身の健やかな成長を支える教育環境等の整備

現状と課題

子どもたちを取り巻く社会環境が大きく変化する中、子どもの頃から日常生活の中で乳幼児とふれあう機会が減少しているほか、学校ではいじめや不登校等が増加しており、また、親の働き方の変化等により、家庭教育が難しくなっていることなど、子育てに対して不安や悩みを抱える保護者も増えています。

また、スマホやSNSの普及など、青少年を取り巻く環境が大きく変化する中、青少年がインターネットを通じて犯罪被害やトラブルに巻き込まれる事例が多くなっているほか、青少年の喫煙や飲酒、薬物の乱用も依然として問題になっています。

このため、次代を担う子どもたちが豊かな人間性や思いやりの心を身に付け、心身共に健やかに成長できるよう、学校、家庭、地域社会が連携・協力しながら、教育環境等を整備・充実させるとともに、青少年の健全育成に取り組むことが一層求められています。

取組の方向

- 1 次代の親の育成
- 2 学校等における教育環境の整備
- 3 家庭や地域の教育力の向上
- 4 児童の健全な育成

主な取組

- 1 次代の親の育成
 - (1) 子育てに関する理解の促進
 - ・ 将来親になる若者世代が、親・家族・家庭の意義や役割等について学び、子育てについて理解を深める機会を充実させます。
- 2 学校等における教育環境の整備
 - (1) 学校や家庭、地域における「心の教育」の充実
 - ・ いきいきとした栃木の子どもたちを育成するため、「栃木の子どもをみんなで育てよう」運動を展開し、大人から子どもへの積極的な働きかけや子どもと大人の豊かな人間関係づくりを促進します。
 - ・ 学校における道徳教育を一層充実させるとともに、子どもの心に潤いと活力を持たせる読書活動を推進します。
 - (2) 児童・生徒指導、教育相談体制の充実
 - ・ 各学校における教育相談体制を充実させるため、小学校・中学校・高校等へス

クールカウンセラーを配置します。

- ・ いじめや不登校等の学校生活等の悩みに対応する「ホットもっと電話相談（いじめ相談さわやかテレホン・メール相談）」等の相談事業を充実させます。
- ・ 児童・生徒指導上の課題解決や未然防止等に向け、各教育事務所に配置した「いじめ・不登校等対策チーム」による学校訪問や電話相談などにより、学校、保護者、児童生徒への指導・支援を行います。

(3) 個性を伸ばし、多様な能力を育む学校教育の推進

- ・ 小・中学生に対するきめ細かな指導、指導困難な状況が見られる小・中学校への支援のため、本県独自の少人数学級を実施します。
- ・ 学校運営協議会制度を活用するなど、学校、家庭、地域社会が連携・協働して、よりよい教育の実現を目指します。
- ・ 高度情報化やグローバル化等、社会の変化に主体的に対応できる資質や能力を育成するため、プログラミング教育や外国語教育等の充実に努めます。
- ・ 児童生徒が快適な環境のもとで学ぶことができるよう、県立学校の計画的な整備・改修を進めるとともに、市町立学校の施設整備を促進します。
- ・ 私立学校における特色ある教育の充実や教育環境の向上のための事業を支援します。
- ・ 幼稚園、保育所、認定こども園、小学校等の連携がより一層図れるよう、幼小連携推進会議を開催するとともに、市町における幼小のカリキュラム接続に関する取組を支援します。

3 家庭や地域の教育力の向上

(1) 子育てや家庭教育に関する学習機会の充実

- ・ 市町、子育て支援団体、企業等との連携により、保護者が家庭教育を主体的に学ぶ「親学習プログラム」を活用した学習機会を充実させます。

(2) 地域における指導者の養成

- ・ 地域で家庭教育を支援する家庭教育オピニオンリーダーや、地域で子どもを育む気運の醸成、体制づくりを推進する指導者を養成します。
- ・ 「母親クラブ」等の児童健全育成団体の活動を支援し、地域の子育て支援者等の資質の向上を図ります。

(3) 地域の教育力の向上

- ・ 学校、家庭、地域社会が一体となって、子どもの「生きる力」を育むとともに、家庭と地域の教育力の向上を図るふれあい学習を推進します。
- ・ 地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるために、幅広い地域住民の参画を得て、学習や体験・交流などの様々な取組を実施する地域学校協働活動を推進します。

4 児童の健全な育成

(1) 安全な遊び場や居場所の確保・充実

- ・ 子どもを狙った犯罪や熱中症等への懸念が高まっている中で、公園などの屋外施設だけではなく、屋内の子どもの安全な遊びの環境を確保することが必要

であり、児童館は、18歳未満のすべての児童を対象とし、より幅広い年代の親子が自由に利用・交流できる場として、適切な運営体制の確保や職員の資質向上を図ります。

- ・ 生態系に配慮した河川を整備することにより、美しい自然環境の保全又は創出をして、子どもや家族が自然とふれあうことのできる良好な水辺空間の形成を図ります。
- ・ 安全で緑豊かな環境の下で、自然を体感できるレクリエーション活動や健康活動、文化活動等が行えるよう、県営都市公園の環境を整備します。

(2) 地域での体験活動の充実

- ・ 子どもたちが身近な地域で主体的に様々な体験活動に参加できるよう、県民に対し意識の啓発を行うとともに、情報提供内容の一層の充実を図ります。
- ・ 子どもたちが体験しながら科学的な知識を学習し、創造性や科学への関心を持つことができるよう「栃木県子ども総合科学館」の展示機能や普及教育活動の充実を図ります。
- ・ 県立美術館や県立博物館において、企画展や美術館館外展、地域移動博物館、出前講座等を実施し、子どもたちがとちぎの文化や自然、芸術作品に触れる機会を提供するとともに、ワークショップ等の参加体験型の事業を充実します。
- ・ 団体での体験活動等を通して子どもたちの豊かな心や社会性等を育むため、青少年教育施設が提供する体験活動の充実とともに、集団生活体験活動の支援を行います。
- ・ 命の尊さを学ぶことができるよう、栃木県動物愛護指導センターにおいて、動物ふれあい教室を実施します。
- ・ 地域社会において子どもたちが主体的に環境学習や環境保全活動に取り組むことができるよう、「こどもエコクラブ」への支援を行います。
- ・ 子どもたちが緑を大切にすることを育て、郷土の豊かな緑を次世代に引き継いでいくため、緑の少年団の育成を促進します。
- ・ 自然とふれあいながら自然の大切さについて理解を深め、健全な心身を養えるよう、自然公園等における自然とのふれあいの場の整備や自然とのふれあい活動を推進します。
- ・ 本県の多彩な「食」と「農」を生きた教材として活用し、食への関心を高めるため、幼稚園、保育所等における農業体験学習を促進します。

(3) 子どもの健康づくりや健やかな成長・発達に関する普及啓発

- ・ 子どもの頃から適切な生活習慣の定着を図るため、幼稚園、保育所、認定こども園、学校のほか、市町や関係団体、関係機関等と連携しながら、地域の実情や課題に応じた健康づくり及び生活習慣病やむし歯予防について普及啓発に取り組みます。
- ・ 子どもの運動習慣の定着を図るため、地域における運動やスポーツを楽しく実践できる環境づくりを促進します。

(4) 食育の推進

- ・ 児童生徒の心身の健全な発達のため、栄養バランスのとれた豊かな学校給食を提供するとともに、食に関する指導を効果的に進めるための教材として活用

することを通して学校における食育を推進します。

- ・ 県民一人ひとりが生涯にわたり楽しく健全な食生活を実践し、健康で豊かな人間性を育めるよう、市町、食育関係団体と連携し、食育に関する研修会や講座等を行うとともに、ボランティア団体の活動に対する支援を通して、子どもの頃から食や食文化を大切にする心の育成と、望ましい食習慣の定着を図ります。
- ・ 農作物の栽培や動物とのふれあいを通して、食と農に対する理解を促進し、更には子どもたちの生きる力の醸成等を促進します。

(5) 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

- ・ 栃木県青少年健全育成条例に基づき、地域社会や地区青少年育成連絡協議会等関係機関が一体となって、健全育成を阻害するおそれのある違法・有害環境の浄化等、青少年の育成のための良好な社会環境づくりを推進します。
- ・ インターネット上の有害情報から青少年を守るため、「インターネット・ホットラインセンター」と連携し、違法・有害情報に関わるプロバイダー等への削除要請を推進します。
- ・ インターネットに起因する子どもの犯罪被害等を防止するため、関係機関・団体等と連携の上、保護者に対する啓発活動、児童に対する情報モラル教育、携帯電話事業者等に対するフィルタリングの普及活動等の取組を推進します。
- ・ 児童買春・児童ポルノ法等による取締りを推進するとともに、福祉犯の被害を受けた少年の保護に努めます。
- ・ 学校や保護者との連携を図るほか、地域の関係機関・団体等の協力を得ながら、喫煙、飲酒、大麻や覚醒剤等の薬物乱用防止のための教育の充実を図ります。
- ・ 少年の非行防止と健全育成のため、少年警察ボランティア等と連携し、非行防止活動を行うとともに、少年相談専門員等による電話相談等の支援を推進するほか、少年の再非行防止や立ち直り支援活動を推進します。

目標指標

家庭教育関連研修修了者数
(人)

基準値
(H30年度)
2,380



目標値
(R6年度)
2,620

幼小カリキュラム接続事業を実施している市町の割合 (%)

基準値
(R1年度)
調査中



目標値
(R6年度)
100

Ⅵ 安全・安心な生活環境の整備

現状と課題

本県の交通事故発生件数は、減少傾向にあるものの、人口 10 万人当たりの交通事故死者数は全国平均を大きく上回っています。また、近年は、全国的に子どもが巻き込まれる凶悪犯罪も発生しています。

このような現状を打開していくためには、引き続き総合的な交通安全対策を推進するとともに、関係機関・団体の協力のもと、子どもの安全確保にこれまで以上に取り組むことが重要です。

さらに、東日本大震災による甚大な被害や豪雨等によるこれまでの災害の状況等を踏まえるとともに、災害が発生した場合には、その被害を最小限に食い止めるため、避難に際し支援が必要な子どもや妊産婦への十分な配慮を含めて、日頃から様々な災害を想定した計画策定等に取り組む必要があります。

また、子どもを安心して生み、育てるためには、安全でゆとりある生活環境の整備が重要です。このため、妊産婦や子育て中の家庭が地域社会において快適に暮らしていけるよう、その環境の向上を図るとともに、子どもを交通事故や犯罪等の被害から守るため、住宅、道路、公園及び市街地の整備を進める必要があります。

その他、子育て中の親や子ども、妊産婦等が安心して外出できるように栃木県ひとにやさしいまちづくり条例の県民への周知を図るとともに、ハード及びソフトの両面からバリアフリー化を促進する必要があります。

取組の方向

- 1 子どもの安全対策の推進
- 2 子育て等を支援する生活環境の整備

主な取組

- 1 子どもの安全対策の推進
 - (1) 総合的な交通安全対策の推進
 - ・ チャイルドシートの正しい着用の徹底を図るため、正しい使用方法や使用効果について、あらゆる機会を通じて普及啓発を行います。
 - ・ 関係機関・団体との連携や協力体制の強化を図り、積極的な交通安全の呼び掛け、情報提供や効果的な交通安全教育を推進します。
 - ・ 子どもの自転車乗車時の乗車用ヘルメットの着用や幼児同乗用自転車の幼児用座席におけるシートベルトの着用を促進するとともに、安全利用に係る情報提供等を推進します。
 - ・ 園外活動等、子どもが日常的に集団で移動する際の安全を確保するため、園

外活動時の見守りを行う保育支援者の配置を支援するほか、必要な対策を講じます。

(2) 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

- 地域住民等による自主的な防犯パトロール活動を促進するため、子どもに対する声掛け事案や犯罪発生状況等に関する情報提供を推進し、併せて幼稚園・保育所・認定こども園・学校等の職員や保護者、地域住民等との情報交換を促進します。
- 栃木県安全で安心なまちづくり推進条例に基づき、子どもを犯罪被害から守るため、県民等による見守り活動及び犯罪防止のための自主的な活動の推進に努めます。
- 学校関係者、自治会、防犯ボランティア、少年警察ボランティア等と連携したパトロールやながら見守り活動等の安全対策を推進します。
- 防犯の専門家等をスクールガード・リーダーとして配置し、学校の巡回指導とその取組状況の評価や、スクールガード（学校安全ボランティア）に対する指導を行うことにより、継続的な安全体制の構築を支援します。
- 子どもや女性を対象とした性犯罪等の前兆とみられる声掛け、付きまとい等の段階で行為者を特定し、検挙・指導警告等の措置を講じるなどの予防的な活動を積極的に推進します。
- 子どもの犯罪被害防止に有効な防犯ブザー等の優良防犯機器の普及を促進します。
- 警察官、警察スクールサポーター等による防犯教室や不審者侵入対応訓練、幼児誘拐防止巡回指導等を実施して、子どもたちの防犯能力・意識の向上を図ります。
- 子どもの危険回避能力の向上のため、小学校・中学校において、警察官や警察スクールサポーターの指導により、地域における危険な場所、安全な場所等を明示した地域安全マップを子ども自身が作成する取組を推進します。
- 教育委員会、学校等の関係機関と連携し、犯罪等の被害に遭った少年のカウンセリングを行うなど、被害少年支援活動を推進します。
- 成年年齢引き下げに伴う消費者被害の拡大を防止するため、児童・生徒等の若年者に対する消費者教育及び各種啓発活動を、学校や地域、家庭など様々な場において推進します。

(3) 地震等の災害時における避難等対策の実施

- 災害発生時に女性や乳幼児、食物アレルギーのある子ども等の多様なニーズに対応するため、食料、生活必需品の調達体制の整備に努めます。
- 男女共同参画の視点を取り入れ、妊産婦等に配慮した防災意識の啓発に努めるほか、災害時に市町が行う避難所運営について、妊産婦等のニーズや障害児の障害特性等に配慮するよう、助言等を行います。
- 保育所、幼保連携型認定こども園を含む児童福祉施設や幼稚園などにおいて、地震のほか様々な災害を想定した防災対策等に係る計画の策定等を促進し、子どもの安全の確保を図ります。

2 子育て等を支援する生活環境の整備

(1) 子育てに配慮したゆとりある住宅の整備

- 子育て世帯等に配慮し、バリアフリー化したゆとりある公営住宅の整備を推進します。また、公営住宅の既入居者については、子どもの誕生や成長に応じた他住戸への特定入居を図ります。
- 子育て世帯については、公営住宅の入居資格である収入の基準を緩和します。また、多子世帯については、優先入居を図ります。
- 子育て支援施設事業者が公的賃貸住宅のストックを活用した事業を展開するときは、その効果を十分に検討した上で支援します。
- 行政機関と関係団体等が連携して設立した栃木県住生活支援協議会において、民間賃貸住宅等への円滑な入居のための支援を行います。

(2) 良好な住宅市街地等の整備

- 土地区画整理事業等を実施し、道路、公園等の整備と宅地の利用増進を図ることにより、市街地における良好な居住環境の整備を支援していきます。
- 学校周辺の通学路の歩道整備を進め、子どもたちの登下校時等における安全安心の確保に努めます。
- ゆとりと豊かさを実感できる安全で快適な子育て環境づくりのため、バリアフリー化した道路や公園、市街地の整備を推進します。

(3) 子育てにやさしいまちづくりの推進

- 栃木県ひとにやさしいまちづくり条例の周知を広く図るとともに、公共的な施設の整備の際に、条例で定める整備基準に適合するよう必要な指導・助言を行い、適合証を交付することにより、意識啓発に努めます。
- 市街地において、安全で快適に移動することができるようにするため、バリアフリー化された施設の整備を促進するとともに、子どもを連れた人にも配慮した県有施設を整備します。
- 妊産婦が日常生活において利用する公的な施設や店舗等において、安全かつ容易に駐車できる場所を確保するため、「おもいやり駐車スペースつぎつぎ事業」や「高齢運転者等専用駐車区間制度」の普及啓発を行います。
- 生活環境の整備のほか、妊産婦への配慮、ベビーカーの安全な使用や利用者への配慮等についての理解を深めるため、「心のバリアフリー」についての普及啓発等を行うことにより、ハード及びソフトの両面からバリアフリー化の促進を図ります。

(4) 安全安心なまちづくりの推進

- 栃木県安全で安心なまちづくり推進条例に基づき、関係機関が相互に連携を図りながら、犯罪を行おうとする者の地域への接近を防止したり、地域の視認性などが確保されるよう、犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有する施設等の整備に努めます。
- 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」に基づき、駅、官公庁施設、病院等を相互に連絡する道路のバリアフリー化を推進するとともに、通学路において交通事故の危険性を軽減するため、歩道の整備や区域を定めて時速 30 キロメートルの速度規制を行う「ゾーン 30」

の実施等、安全安心な歩行空間の創出を推進します。また、ノンステップバスの導入や鉄道駅のバリアフリー化等、移動における利便性及び安全性の向上の促進を図ります。

目標指標

非常災害対策計画等策定率
(保育所、認定こども園、
幼稚園) (%)

基準値
(H30年度)



目標値
(R6年度)

100

非常災害対策計画策定率
(放課後児童クラブ) (%)

基準値
(H30年度)



目標値
(R6年度)

100

Ⅶ 仕事と家庭との両立の支援

現状と課題

少子化の要因の一つに、結婚や出産、子育てに関する希望と現実の乖離の問題があります。これを解消するためには、誰もが仕事と生活のバランスが取れた働き方を実現し、生涯を通して充実した生活を送ることができるようにすることが重要です。

これまで国及び地方公共団体では、平成 19（2007）年 12 月に策定された「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」に基づき施策を実施してきましたが、現在でも、男性は「仕事」、女性は「家庭生活」といった性別役割分担に基づくライフスタイルの方も多くみられ、理想と現実が乖離している実態があります。

また、子ども・子育て支援新制度においても、保護者のニーズに応じた教育・保育の提供や地域子ども・子育て支援事業の実施が求められています。

県は、こうしたことを踏まえ、国、市町、関係団体等と連携を図りながら、男女ともにこれまでの働き方を見直すよう一層の意識啓発に努めるとともに、安心して子どもを産み、育てることのできる企業の主体的な職場環境づくりを促進していく必要があります。

また、家庭における男女共同参画の推進と父親の子育てへの積極的な参加を促進していく必要があります。

さらに、女性の社会進出等に伴って、結婚や出産後も家事や子育てをしながら仕事を続ける女性が増加しており、仕事と子育ての両立のための環境整備を進めるとともに、教育・保育サービス等の充実を図っていくことが一層重要になっています。

取組の方向

- 1 働き方の見直し
- 2 仕事と子育ての両立のための環境整備

主な取組

- 1 働き方の見直し
 - (1) 労働時間短縮の促進
 - ・ 厚生労働省が設定した「年次有給休暇取得促進期間」（毎年10月）に合わせて広報活動を行うなど、生活や健康に配慮した労働時間の設定や年次有給休暇の取得促進等のため、各種広報媒体を活用した意識啓発に努めます。
 - ・ 働き方改革に関するセミナー等を開催し、事業主や労働者に対する情報提供や意識啓発に努めます。

(2) 仕事と家庭の両立に関する意識啓発の推進

- 自らの働き方の見直しを促すとともに、子育てに参加しやすい職場風土づくりを促進するため、「仕事と家庭の両立に関するメールマガジン」を配信するなど、事業主や労働者に対する情報提供や意識啓発に努めます。
- とちぎ男女共同参画センターにおける講座等の開催や、男女共同参画を推進する団体、グループや栃木県男女共同参画地域推進員の活動の支援等により、仕事と生活の両立や家事、育児等の家庭における男女共同参画の重要性や必要性について、各分野への意識啓発に努めます。
- 仕事と家庭の両立や働き方改革に関する法制度や支援事業等について紹介する普及啓発資料を作成・配布し、企業の主体的な取組を促進します。
- 男性の育児休業取得を促進するため、育児・介護休業法や各種支援制度の周知・啓発に努めます。
- 父親の子育てへの積極的な参加を促進するため、妊娠・出産・子育てについて、母親の体調や精神状態に合わせたサポートの方法等、父親ならではの役割や総合的な情報を掲載した父子手帳の活用や、各種広報媒体・講座等を活用した意識啓発に努めます。
- イクメンマークの活用により、育児に積極的に参加する男性（イクメン）の普及を推進します。

(3) 家庭の日

- 毎月第3日曜日の家庭の日を通じて、家族がふれあい、家族の絆が深められるよう、普及啓発に努めます。

2 仕事と子育ての両立のための環境整備

(1) 子育てしやすい職場環境等の整備促進

- 短時間勤務制度等の育児・介護休業法の周知・啓発に努めます。
- 仕事と子育てが両立しやすい職場環境を整備するため、多様な働き方の導入やハラスメントの防止等に向けた情報発信を行います。
- 「とちぎ女性活躍応援団」を中心として、オール栃木体制により、あらゆる場面において女性が活躍しやすい環境の整備に取り組みます。
- 仕事と子育ての両立支援等に取り組む企業を「仕事と家庭の両立応援宣言」企業として登録し、その取組事例をホームページや「仕事と家庭の両立に関するメールマガジン」等で紹介します。
- 女性の活躍推進や働き方の見直しに積極的に取り組む企業を「男女生き生き企業」として認定・表彰することにより、企業による取組促進を図ります。
- 3世代の同居や近居による若い世代の子育て支援に係る環境整備に努めます。
- 県の建設工事入札参加資格審査において、次世代育成支援対策に係る一般事業主行動計画の策定の有無の状況をその評価に反映させることにより、企業内における子育てと仕事の両立を支援するための職場環境等の整備を促進します。
- 仕事をしている妊婦が安心して働くことができるよう、「母性健康管理指導事項連絡カード」の普及等に努めます。

- (2) 女性の再就職への支援
- 男女雇用機会均等法の周知・啓発を図り、女性の就業機会の拡大に努めます。
 - とちぎ男女共同参画センターにおいて、女性の再就職相談や技能習得のためのセミナー等の実施により、女性の再就職を支援します。
 - 「とちぎジョブモール」において、女性の再就職相談や就職に役立つセミナーを開催し、女性の再就職を支援します。
- (3) 多様な働き方に対応した教育・保育サービスの充実
- 待機児童の解消を図り、また、未就学の子どもを持つ保護者のニーズに応えるため、保育所の整備や認可定員の増加、認定こども園の設置を促進します。
 - 3歳未満の保育が必要な子どもを対象とした地域型保育事業の実施について、必要に応じた支援をしていきます。
 - 保護者のニーズに応じ、地域子ども・子育て支援事業として実施する次の13事業の円滑な実施について、市町に対して支援します。
- ア 利用者支援事業
 - イ 地域子育て支援拠点事業
 - ウ 妊婦健康診査事業
 - エ 乳児家庭全戸訪問事業
 - オ 養育支援訪問事業
 - カ 子育て短期支援事業
 - キ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）
 - ク 一時預かり事業
 - ケ 延長保育事業
 - コ 病児保育事業
 - サ 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ事業）
 - シ 実費徴収に係る補足給付を行う事業
 - ス 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

目標指標

男性の育児休業取得率（％）

基準値
(H30年度)

4.0%



目標値
(R6年度)

検討中

VIII 困難を有する子どもや家庭等への支援

VIII-1 援護を必要とする子ども等への支援

現状と課題

児童虐待対応件数は、本県のみならず全国的にも増加しており、その様態も更に複雑化・深刻化しています。

すべての子どもが、地域の中で見守られ、虐待予防のための早期発見から発生時の迅速な対応、虐待を受けた子ども等へのフォローなど、適切な対応ができるよう市町の体制や児童相談所の機能を強化する必要があります。

平成28(2016)年の児童福祉法改正で、子どもが権利の主体であることが明確化され、家庭の養育支援から代替養育までの社会的養育の充実とともに、家庭養育優先の理念を規定し、実親による養育が困難であれば、特別養子縁組による永続的解決(パーマネンシー保障)や里親による養育を推進することが明示されました。

県においても、国が策定した新しい社会的養育ビジョンを踏まえ、社会的養育推進計画を策定することとなりました。

また、障害児への支援については、障害者総合支援法、発達障害者支援法の制定や児童福祉法の改正を受け、その必要性が認識されてきています。

障害のある子どもたちが、個々の資質、能力、個性等を活かしながら生き生きと生活できる環境を整備することが求められており、そのためには、障害の早期発見・早期療育を促進するとともに、身近な地域において、障害の特性に応じた療育を受けるための専門的な支援を充実していく必要があります。

また、特別支援学校においては、教育的支援の充実強化を図るため、研修等により教育の専門性の向上に努めるとともに、在籍する児童生徒等への教育や指導に加えて、地域における特別支援教育のセンターとしての役割を担う必要があります。

取組の方向

- 1 児童虐待防止対策の充実
- 2 社会的養育体制の充実
- 3 障害児施策の充実

主な取組

- 1 児童虐待防止対策の充実
 - (1) 児童相談所の体制強化
 - ・ 子どもの権利に配慮し、子どもの安全確保を最優先とした一時保護や施設入所等を適切に実施します。

- 児童相談所職員研修の充実に加え、児童福祉司をはじめ児童心理司・保健師など専門職の適正配置や、弁護士配置による法的対応等、児童虐待に迅速・的確に対応するための体制を強化していきます。
 - 心理療法、カウンセリング等による被虐待児童の心のケアや保護者支援プログラムの実施や、児童虐待に関するアセスメント（評価）機能の強化により、被虐待児童の自立に至るまでの支援及び虐待を行った保護者への指導・支援を充実します。
 - 児童虐待通告を24時間体制で受理できる児童相談所虐待対応ダイヤル「189」や、子どもや家庭に関して365日相談できる「テレホン児童相談」等の対応など、夜間・休日等においても相談援助を適切に実施します。
- (2) 市町や関係機関との役割分担及び連携の推進
- 市町や学校等と連携し、体罰によらない子育てや虐待防止啓発など児童虐待の発生予防に取り組むとともに、共通アセスメントツールによる市町との役割分担を明確にし、児童虐待事案に迅速・適切に対応します。
 - 研修等により、子ども家庭支援に携わる職員の専門性向上とともに、児童相談所の専門的な知見からの助言等により、市町の体制強化を支援します。
 - 妊娠期から切れ目のない支援を行う子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点の連携や一体的な運営を支援し、支援が必要な家庭の早期発見、早期対応を図ります。
 - ようこそ赤ちゃん支え愛事業の活用や、乳児家庭全戸訪問事業及び乳幼児健康診査の受診等を通して、養育支援を必要とする家庭を継続的にフォローアップするための体制の充実を図ります。
 - 児童の安全確保のため、警察と児童相談所の情報共有や、連絡会議、合同訓練の実施等により、さらなる連携に努めます。
 - 児童虐待とDVの関連性から、児童相談所、婦人相談所（とちぎ男女共同参画センター）、配偶者暴力相談支援センター等関係機関間の情報共有や連携強化により、子どもの安全確保や親子が安心して暮らせるよう適切な支援に努めます。
 - 児童虐待の早期発見に繋がるよう、医療機関及び専門機関との緊密な連携により、迅速な対応に努めます。
 - 健康福祉センター、婦人相談所（とちぎ男女共同参画センター）、発達障害者支援センター等の専門性を活かした相談支援や情報提供を一層推進するとともに、児童相談所がこれらの関係機関の情報共有や連携を強化します。
- (3) 児童虐待による死亡事例等の重大事例の検証
- 死亡事例をはじめとした重大事例の背景や地域特性を踏まえた上で分析を行い、その結果を踏まえた適正な対応策を検証することにより、再発防止に努めます。

2 社会的養育体制の充実

次の項目における主な取組については、「栃木県社会的養育推進計画」（別冊）に示します。

- (1) 子どもの権利擁護の推進
- (2) 市町の子ども家庭支援体制の強化
- (3) 里親等への委託の推進
- (4) 乳児院・児童養護施設の小規模化・多機能化等の推進
- (5) 社会的養護自立支援の推進
- (6) 児童相談所の強化

3 障害児施策の充実

- (1) 在宅障害児に対する支援
 - ・ 障害のある子どもがその障害の状態に応じた幼児期の学校教育や保育を受けられることができるよう、保育所のバリアフリーのための改修や障害児保育を担当する保育士への研修開催等、保育所や認定こども園の受入れ体制の整備を促進します。
 - ・ 障害児及びその家族に対し、障害種別や年齢別等のニーズに応じて、障害の疑いがある段階から身近な地域で支援できるように、相談支援や障害児通所支援事業の地域支援体制の充実を図ります。
 - ・ 障害児のライフステージに沿って、地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築を図ります。
 - ・ 障害児に対する障害児通所支援や障害児入所支援から、障害者に対する障害福祉サービスへの円滑な支援の移行が図られるよう、地域支援の体制づくりを進めます。
 - ・ 医療的ケアを必要とする障害児やその家族が、地域で健やかに安心して暮らせるよう、地域における保健、医療、福祉、教育等の関係機関の協議の場の設置・検討や支援従事者への研修、短期入所事業所の整備等、受入れ体制の整備を促進します。
 - ・ 発達障害児に対して、市町や健康福祉センター、医療機関、教育関係機関と連携し、障害の早期発見や適切な療育機関へつなぐなど、総合的な支援を実施します。
 - ・ 障害のある児童が安心して放課後等を過ごせるよう、放課後児童クラブにおいて専門知識等を有する職員の配置を促進するとともに、放課後児童支援員等に対して研修を実施し、専門性の向上を図ります。
- (2) 学校における障害のある児童等に対する教育的支援
 - ・ 特別支援学校や幼稚園、小・中・高等学校等の職員に対して、特別支援教育に関する研修等を実施し、専門性の向上を図ります。
 - ・ 発達障害の専門家を派遣するなど、市町教育委員会や学校の取組を支援します。
 - ・ 職業学科を設置した高等特別支援学校を中心に、特別支援学校における生徒の職業的な自立支援の強化を図ります。

目標指標

里親等委託率
3歳未満 (%)

基準値
(H30年度)

12.3



目標値
(R6年度)

53.1

3歳以上から就学前 (%)

基準値
(H30年度)

11.0



目標値
(R8年度)

54.4

学童期以降 (%)

基準値
(H30年度)

22.5



目標値
(R11年度)

41.0

子ども家庭総合支援拠点設置
市町数 (市町)【再掲】

基準値
(R1年度)

2



目標値
(R6年度)

25

障害児通所支援事業の必要量
(児童発達支援 (医療型を含む。)) (人/月)

基準値
(H30年度)

1,430



目標値
(R2年度)

1,828

障害児通所支援事業の必要量
(放課後等デイサービス)
(人/月)

基準値
(H30年度)

3,111



目標値
(R2年度)

3,544

VIII-2

子育て家庭等の生活の安定と自立への支援

現状と課題

ひとり親家庭の親は、子育てと生計の担い手という二重の役割を一人で担っています。

ひとり親家庭の年間平均収入は、児童のいる世帯全体の年間平均収入に比べて低い状況にあることから、ひとり親家庭が安心して生活するためには、安定した収入を得るための就業支援が必要であるほか、生活するための場所の確保、安心して働くための保育サービスの確保等の様々な支援が必要です。

また、貧困の連鎖を食い止めるためには、現在から将来にわたって、すべての子どもたちが前向きな気持ちで夢や希望を持つことのできる状態でいられるようにすることが何よりも重要です。

貧困の状況にある家庭では、様々な要因により子どもが希望や意欲をそがれやすく、そうした中で、子どもの貧困問題の解決にあたっては、子育てや貧困を家庭のみの責任とするのではなく、地域や社会全体で課題を解決するという意識を強く持ち、子どものことを第一に考えた適切な支援が包括的かつ早期に講じられていく必要があります、分野横断的な視点をもって、それぞれの取組を総合的に推進していくことが必要です。

取組の方向

- 1 ひとり親家庭等の自立支援の推進
母子及び父子並びに寡婦の自立促進計画「基本目標」
「ひとり親家庭等が自立し、健やかで安心な暮らしを実現できる環境づくりの推進」
- 2 子どもの貧困対策の推進
基本目標
○貧困の連鎖を断ち切り、すべての子どもが夢や希望を持てる社会づくりの推進
○親の妊娠・出産期から子どもの社会的自立までの切れ目のない支援の構築
○支援が届いていない、又は届きにくい子ども・家族に配慮した対策の推進
○県や市町の連携強化による支援の充実

主な取組

- 1 ひとり親家庭等の自立支援の推進
 - (1) 相談機能の充実
 - ・ 母子家庭等就業・自立支援センターや各福祉事務所に配置されている母子・父子自立支援員が、ひとり親家庭等の生活の安定や自立のための様々な相談に応じます。

- ・ ひとり親家庭等の相談・支援の中心的な役割を担う母子・父子自立支援員等相談関係職員を対象とした研修会や事例検討会を開催し、資質の向上を図ります。
 - ・ 育児等により母子家庭等就業・自立支援センター事業の利用が困難な人に対し、県内各地域において巡回相談を実施し、きめ細かな就業支援を行います。
 - ・ ひとり親家庭等の各種施策・制度について「ひとり親家庭等のしおり」を作成・配付し、市町等の身近な窓口で各種施策等の情報が入手できるようにします。
- (2) 子育て・生活支援の充実
- ・ ひとり親家庭等日常生活支援事業により子どもの世話等の日常生活の支援を行います。
 - ・ 就業や求職活動、職業訓練等を十分に行えるよう、ひとり親家庭の子どもの保育所や放課後児童クラブへの優先的入所を促進します。
 - ・ 母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度における住宅資金や転宅資金の貸付を通して、ひとり親家庭の住宅に係る支援を行います。
 - ・ 低所得にあるひとり親家庭が低廉な公営住宅に入居できるよう優先的な入居を推進します。
 - ・ 母子家庭の母が生活や子どもの養育が困難な場合、希望により母子生活支援施設に入所させ、子育てや生活の自立が図られるよう支援します。
- (3) 就業支援対策の充実
- ・ 母子家庭等就業・自立支援センターや各福祉事務所の母子・父子自立支援員による就業相談、児童扶養手当受給者を対象とした母子・父子自立支援プログラム策定等により、ひとり親の就業を支援します。
 - ・ (公財) 栃木県ひとり親家庭福祉連合会と連携し、ハローワークの求人オンライン情報の提供や求人の開拓により、迅速できめ細やかな職業紹介を行います。
 - ・ 就業を希望する児童扶養手当受給者に対して、ハローワークと連携し、支援メニューの中から相談者のニーズに応じた就業支援を行う生活保護受給者等就労自立促進事業への参加を支援します。
 - ・ 母子家庭等就業・自立支援センターやマザーズハローワーク等の関係機関と連携し、それぞれが実施する講習会やセミナーに関する情報を共有し、就業に必要な情報を一元的に得られるよう、就業相談体制の充実を図ります。
 - ・ ひとり親等に対し、就業に結び付く可能性の高い技能、資格を習得するための就業支援講習会を実施します。
 - ・ ひとり親家庭の親等が就職に必要な知識・技術を取得できるよう、県立産業技術専門校における施設内訓練や民間の教育機関を活用した託児サービス付きの委託訓練等を実施します。
 - ・ ひとり親家庭の学び直しを支援する高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金、雇用の安定や就職の促進を支援する母子家庭等自立支援給付金(自立支援教育訓練給付金・高等職業訓練促進給付金)を支給します。
 - ・ 高等職業訓練促進給付金受給者を対象に、ひとり親家庭高等職業訓練促進資

金を貸付します。

- ・ 児童扶養手当受給者に対して、JR運賃通勤定期代が割引になる「特定者資格証明書」を交付します。

(4) 養育費確保に向けた支援

- ・ ひとり親家庭等の自立を支援するため、養育費の取決めや履行の確保について、弁護士による無料の特別相談を行います。

(5) 経済的支援の充実

- ・ ひとり親家庭等に対して、母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度及び児童扶養手当制度に関する情報提供を行うとともに、プライバシーの保護等に配慮した適正な貸付や支給を行います。
- ・ 所得の低いひとり親家庭の親と子に対し、県と市町が協力して医療費を助成します。

2 子どもの貧困対策の推進

(1) 教育の支援

ア 幼児教育・保育の無償化の推進及び質の向上

- ・ 教育・保育従事者の確保と教育・保育の質の向上、及び、教育・保育の更なる充実を図るための多様なサービス等の支援に取り組みます。

イ 地域に開かれた学校プラットフォーム

- ・ スクールソーシャルワーカーを配置し、学校が児童相談所、福祉行政、医療機関などの関係機関との連携強化を図り、貧困家庭の子どもたち等を生活支援や福祉制度につなげていくことができるよう、指導・相談体制の充実を図ります。
- ・ 各学校における教育相談体制を充実させるため、小学校・中学校・高校へスクールカウンセラーを配置します。
- ・ 家庭教育支援チーム等による学習機会の提供や情報提供、相談対応、地域の居場所づくり等の取組を推進します。
- ・ 家庭環境等に左右されず、学校に通う全ての子どもの学力が保障されるよう、個に応じた指導の充実を図るなど、きめ細かな指導を推進するとともに、子どもの貧困問題に関する理解を深めていくため、教員を対象とした研修等の実施促進に努めます。

ウ 高等学校等における就学継続のための支援

- ・ 各学校におけるキャリア教育を充実するとともに、学習等に課題を抱える生徒の学力向上や進路指導などの取組を推進し、高校中退の防止に努めます。
- ・ 高校中退者に対し、機会を捉えて新たな就学のための情報を提供するとともに、関係機関等と連携した自立に向けた支援の充実を図ります。
- ・ 高校中退者が、高校等に再び入学して学び直す場合、卒業するまで授業料(最長2年間)に係る支援として、高等学校等就学支援金相当額を支給します。

エ 大学等進学等に対する教育機会の提供

- ・ 大学等へ安心して進学できるよう、進路に関する相談や指導を適切に行います。

オ 特に配慮を要する子どもへの支援

- ・ 児童養護施設等の子どもに対する学習支援と、進学も含めた退所児童等のアフターケアを推進します。

カ 教育費負担の軽減

- ・ 高校生等がいる世帯で、収入が一定水準以下の世帯等に対し、高校生等の授業料相当額の就学支援金を支給するほか、奨学のための給付金の支給や修学資金の貸与を行います。
- ・ 障害のある児童生徒の保護者の負担を軽減するため、特別支援教育就学奨励費等を支給します。
- ・ 私立学校が行う授業料減免事業に対し、助成します。
- ・ 高校や大学等での修学に係る経済的負担を軽減するため、(公財)栃木県育英会の奨学金事業を支援します。
- ・ 生活保護世帯の子どもが大学等に進学した際の新生活立ち上げ費用として、進学準備給付金を支給します。
- ・ ひとり親家庭に対し、母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度による就学資金等を貸与します。また、ひとり親家庭の子どもの学び直しのため、高卒程度認定試験合格支援給付金を支給します。

キ 地域における学習支援等

- ・ 様々な家庭状況により、学習の遅れがちな中学生等を対象に、地域住民の協力による学習支援を実施します。
- ・ 貧困の連鎖を防止するため、生活保護世帯を含む生活困窮世帯の子どもを対象に、生活困窮者自立支援法に基づき、学習支援事業を実施し学校・家庭以外の居場所作りを推進するとともに、生活習慣や育成環境の改善を図ります。
- ・ 地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるために、幅広い地域住民の参画を得て、学習や体験・交流などの様々な取組を実施する「地域学校協働活動」を推進します。

ク その他の教育支援

- ・ 児童生徒の心身の健全な発達のため、栄養バランスのとれた豊かな学校給食を提供するとともに、食に関する指導を効果的に進めるための教材として活用することを通して学校における食育を推進します。

(2) 生活の安定に資するための支援

ア 親の妊娠・出産期、子供の乳幼児期における支援

- ・ 家庭の経済状況等にかかわらず、安心して妊娠・出産をし、子どもが健やかに育成されるよう、身近な地域で、妊産婦等の支援ニーズに応じて、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を行うための体制づくりを図ります。
- ・ 乳児家庭全戸訪問事業や乳幼児健康診査の受診等を通して、養育支援を必要とする家庭を継続的にフォローアップするための体制づくりに努めます。
- ・ 母子家庭の母が生活や子どもの養育が困難な場合、希望により母子生活支援施設に入所させ、子育てや生活の自立が図られるよう支援します。
- ・ 特定妊婦を含む困難な問題を抱える女性に対し、婦人相談所(とちぎ男女

共同参画センター)において、相談・保護を行います。

イ 保護者の生活支援

- 複合的な課題を抱える生活困窮者に対し、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業等において、アウトリーチを含めた包括的かつ個別的な支援を行うとともに、必要に応じ適切な関係機関につなぎます。
- 家計に課題のある生活困窮者に対し、生活困窮者自立支援法に基づく家計改善支援事業を実施します。
- 全ての児童の安全・安心な居場所の確保を図るため、放課後児童クラブ事業と放課後子ども教室事業との連携を促進し、放課後児童対策を総合的に推進します。
- ひとり親家庭等日常生活支援事業により子どもの世話等の日常生活の支援を行います。

ウ 子どもの生活支援

- 貧困の連鎖を防止するため、生活保護世帯を含む生活困窮世帯の子どもを対象に、学習支援事業を実施し、生活困窮者自立支援法に基づき、学校・家庭以外の居場所づくりを推進するとともに、生活習慣や育成環境の改善を図ります。
- 子どもたちが健やかに成長し、生活習慣病の予防や生涯を通じた健康づくりを実践できるよう、食環境の整備を行います。
- 各市町、団体等と連携し、望ましい食習慣や生活習慣を実践するための食育と地域における健康づくり活動を推進します。

エ 子どもの就労支援

- 就労希望者に対し、関係機関と連携して就職の相談に対応するとともに、進学希望者に対し、支援可能な事項についての情報提供を行います。

オ 住宅に関する支援

- 子育て世帯について、公営住宅の入居申込資格に係る収入基準額を緩和するほか、母子世帯、父子世帯や多子世帯については、入居者抽選の際に優先措置を行います。また、子育て世帯等の民間賃貸住宅への円滑な入居に係る情報提供や住宅に関する相談事業を実施し、居住の安定を支援していきます。
- 離職等により住居を喪失し、又はそのおそれのある者に対して、生活困窮者自立支援法に基づき、住居確保給付金を支給します
- 母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度における住宅資金や転宅資金の貸付けを通して、ひとり親家庭の住宅に係る支援を行います。

カ 児童養護施設退所者等に関する支援

- 自立援助ホームに入居する児童等に対する相談支援や就職活動支援等、児童養護施設等の退所児童等のアフターケアを推進します。
- 児童養護施設等を退所する子どもが引き続き安心して就職、進学、アパート等を賃借することができるよう、身元保証人を確保するための事業を行うとともに、里親や施設関係者へ周知し、その活用を図ります。

キ 支援体制の強化

- 子どもの貧困と関連のある各種相談及び支援体制の強化に努めます。

(3) 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援

ア 職業生活の安定と向上のための支援

- ・ 仕事と家庭の両立や働き方改革に関する法制度や支援事業等について紹介する普及啓発資料を作成・配布し、企業の主体的な取組を促進します。(再掲)
- ・ 仕事と子育てが両立しやすい職場環境を整備するため、多様な働き方の導入やハラスメントの防止等に向けた情報発信を行います。

イ ひとり親に対する就労支援

- ・ ひとり親家庭の親等が就職に必要な知識・技術を取得できるよう、県立産業技術専門校における施設内訓練や民間の教育機関を活用した託児サービス付きの委託訓練等を実施します。
- ・ 生活保護を受給しているひとり親家庭の親が高校等に就学する場合には、一定の要件の下、就学に係る費用（高等学校等就学費）を支給します。
- ・ ひとり親家庭の学び直しを支援する高卒程度認定試験合格支援給付金、雇用の安定や就職の促進を支援する母子家庭等自立支援給付金（自立支援教育訓練給付金・高等職業訓練促進給付金）を支給します。
- ・ 母子家庭等就業・自立支援センターや各福祉事務所の母子・父子自立支援員による就業相談、児童扶養手当受給者を対象とした母子・父子自立支援プログラム策定等により、ひとり親の就業を支援します。
- ・ 就業や求職活動、職業訓練等を十分に行えるよう、ひとり親家庭の子どもの保育所や放課後児童クラブへの優先的入所を促進します。

ウ ふたり親世帯を含む困窮世帯等への就労支援

- ・ 生活困窮者に対する就労支援については、生活困窮者自立支援法に基づき、就労相談員による支援、就労の準備段階の人への支援や中間的就労の場の提供等の支援を行います。
- ・ 生活保護受給者への就労支援については、ケースワーカーや就労支援員による支援やハローワークと福祉事務所等のチーム支援等のきめ細かな支援を行います。
- ・ 生活保護受給者の就労や自立に向けたインセンティブの強化のため、積極的に求職活動に取り組む人への就労活動促進費の支給や安定した職業に就いたこと等により生活保護の対象ではなくなった場合に、就労自立給付金を支給します。

(4) 経済的支援

- ・ 児童扶養手当制度の適正な支給、市町と協力したひとり親家庭医療費の助成を行います。
- ・ 母子家庭等就業・自立支援センターにおいて、養育費についての弁護士による無料の特別相談を行います。
- ・ 生活保護における教育扶助については、学校長への代理納付を活用し、目的とする費用に直接充てられるよう、適切に実施します。
- ・ 高校生等がいる世帯で、収入が一定水準以下の世帯等に対し、高校生等の授業料相当額の就学支援金を支給するほか、奨学のための給付金の支給や修学資金の貸与を行うとともに、制度の周知に努めます。

(5) 連携の充実強化等

- 庁内関係課が連携協力し、総合的な貧困対策の推進に努めるとともに、関係機関等の連携強化に努めます。
- 市町における子どもの貧困対策の計画策定等、市町の子どもの貧困対策へ適切な支援を行うとともに、市町と連携しながら貧困対策に取り組みます。

目標指標

母子家庭等就業・自立支援センターにおける就業支援講習会受講者のうち就職等の実績[※]があった者の割合（％）

基準値
(R1.10)

27.7



目標値
(R6年度)

46.0

※受講年度及び翌年度における就職、スキルアップによる正規雇用や昇給等の実績

生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率（％）

基準値
(H30年度)

86.9



目標値
(R6年度)

上昇を目指す

§1 目標指標一覧

施策の基本的方向		目標指標		基準値 (H30年度)	目標値 (R6年度)	所管課	
I	子ども・子育て支援 に取り組む気運の 醸成	1	合計特殊出生率	1.44	検討中	こども政策課	
		2	栃木県(市町)で子育てをしたいと思う親 の割合(%)	95.6	96.0		
II	結婚の希望をかな えるための取組	3	婚姻率(人口千人対)	4.3	検討中		
III	母子保健医療体制 の充実	4	全出生数中の低出生体重児(2,500g未 満)の割合(%)	10.5 (H29)	減少を目指す		
		5	妊娠・出産について満足している者の割 合(%)	87.6	92.0		
		6	乳児健診未受診率(3~5か月)(%)	2.2	2.0		
IV	地域における子ど も・子育ての支援	7	保育所等待機児童数[4月1日](人)	52 (H31.4)	0		
		8	保育所等待機児童数[10月1日](人)	調査中	0		
		9	キャリアアップ研修(4分野以上)受講修 了者数(人)	217	2,000		
		10	子育て支援員研修の研修修了者数(人)	2,121	5,700		
		11	子ども家庭総合支援拠点設置市町数(市 町)	2 (R1年度)	25		
V	子どもの心身の健 やかな成長を支える 教育環境等の整備	12	家庭教育関連研修修了者数(人)	2,380	2,620		生涯学習課
		13	幼小カリキュラム接続事業を実施している 市町の割合(%)	調査中	100		義務教育課
VI	安全・安心な生活環 境の整備	14	非常災害対策計画等策定率(保育所、認 定こども園等)(%)	調査中	100		こども政策課
		15	非常災害対策計画策定率(放課後児童ク ラブ)(%)	調査中	100		
VII	仕事と家庭との両 立の支援	16	男性の育児休業取得率(%)	4.0	検討中		労働政策課
VIII	困難を有する子ども や家庭等への支援	17	里親等委託率[3歳未満](%)	12.3	53.1		こども政策課
		18	里親等委託率[3歳以上から就学前](%)	11.0	54.4 (R8年度)		
		19	里親等委託率[学童期以降](%)	22.5	41.0 (R11年度)		
		*	子ども家庭総合支援拠点設置市町数(市 町)【再掲】	2 (R1年度)	25		障害福祉課
		20	障害児通所支援事業の必要量(児童発達 支援(医療型を含む。))(人/月)	1,430	1,828 (R2年度)		
		21	障害児通所支援事業の必要量(放課後等 デイサービス)(人/月)	3,111	3,544 (R2年度)		
		22	母子家庭等就業・自立支援センターにお ける就業支援講習会受講者のうち就職等 の実績があった者の割合(%)	27.7	46.0		こども政策課
23	生活保護世帯に属する子どもの高等学校 等進学率(%)	86.9	上昇を目指す	保健福祉課			

○「教育・保育の提供に係る区域における量の見込み及び提供体制（別冊）」における管理指標

Ⅳ地域における子ども・子育ての支援に関する次の項目については、「教育・保育の提供に係る区域における量の見込み及び提供体制（別冊）」における管理指標として進捗を管理する。

管理指標項目		所管課
1	教育・保育施設等の定員数(人)	こども政策課
2	特定教育・保育及び特定地域型保育の従事者数(人)	
3	利用者支援事業実施箇所数(箇所)	
4	地域子育て支援拠点事業実施箇所数(箇所)	
5	妊婦健康診査実施回数(回)	
6	乳児家庭全戸訪問事業実施人数(人)	
7	養育支援訪問事業実施人数(人)	
8	子育て短期支援事業(ショートステイ)実施箇所数(箇所)	
9	子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター)利用人数(就学児のみ)(人)	
10	時間外保育実施箇所数(箇所)	
11	病児保育等実施箇所数(箇所)	
12	放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)実施箇所数(箇所)	

○「栃木県社会的養育推進計画（別冊）」における管理指標

Ⅷ困難を有する子どもや家庭等への支援に関する次の項目については、「栃木県社会的養育推進計画(別冊)」における管理指標として進捗を管理する。

管理指標項目		所管課
1	子育て世代包括支援センター設置市町数(市町)	こども政策課
2	児童家庭支援センター設置数(箇所)	
3	登録里親数(人)	
4	委託里親数(人)	
5	里親養育のマッチング数(件)	
6	ファミリーホームのホーム数(箇所)	
7	フォスタリング実施体制の構築(-)	
8	児童相談所が関与する特別養子縁組成立件数(件)	
9	児童養護施設等の小規模かつ地域分散化の実施箇所数(箇所)	
10	一時保護専用施設の設置数(箇所)	
11	代替養育経験者等の相談支援の状況(件)	
12	自立援助ホームの実施箇所数(箇所)	
13	児童福祉司数(人)	
14	児童心理司数(人)	
15	平均一時保護日数(日)	
16	一時保護所の第三者評価の導入及び活用(-)	

§ 2 施策別担当課室一覧

I 子ども・子育て支援に取り組む気運の醸成	
1 社会全体の気運の醸成	
(1) 少子化問題や子育て支援等に関する意識の啓発	人権・青少年男女参画課、こども政策課、義務教育課、高校教育課
(2) とちぎの子ども育成憲章の普及啓発	人権・青少年男女参画課
(3) 子どもの人権の尊重の推進	文書学事課、人権・青少年男女参画課、こども政策課、総務課
(4) 「とちぎ未来クラブ」における県民総ぐるみでの結婚・子育て支援	こども政策課
II 結婚の希望をかなえるための取組	
1 地域全体で結婚を応援する気運の醸成	
(1) 結婚を支援する環境づくりの推進	こども政策課
(2) 結婚について知り・考える機会の提供	こども政策課、生涯学習課
(3) 結婚を前向きにとらえる気運の醸成	こども政策課
2 出会いを応援する施策の充実	
(1) 出会いの機会の充実	こども政策課
(2) 出会いを応援する体制の充実	
3 若者の就労支援等	
(1) 若年者の安定就労の支援	労働政策課、義務教育課、高校教育課
(2) 困難を有する子ども・若者、ひきこもり対策の実施	人権・青少年男女参画課、障害福祉課
III 母子保健医療体制の充実	
1 妊産婦・乳幼児への保健医療対策の充実	
(1) 妊産婦の健康保持	健康増進課、こども政策課
(2) 乳幼児の健やかな成長・発達への支援	医療政策課、健康増進課、障害福祉課、こども政策課、特別支援教育室
(3) 妊娠期からの児童虐待防止の促進	こども政策課
2 学童期・思春期からの保健対策の推進	
(1) 子どもの心の健康を維持するための体制整備	こども政策課
(2) 思春期の健康づくりと相談体制の充実	健康増進課、こども政策課
3 健やかな成長・発達のための関係機関との連携強化	
(1) 子どもの成長・発達を支援する従事者の資質の向上	医療政策課、こども政策課
(2) 関係機関との連携強化	
IV 地域における子ども・子育ての支援	
1 教育・保育等の提供計画等の策定	
(1) 教育・保育の提供に係る区域の設定	こども政策課
(2) 幼児期の教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期	
(3) 教育・保育施設の適切な運営の確保	
2 教育・保育従事者の確保と教育・保育の質の向上	
(1) 教育・保育従事者の確保	文書学事課、こども政策課、義務教育課
(2) 教育・保育の質の向上	
3 教育・保育の更なる充実を図るための多様なサービス等の支援	
(1) 地域子ども・子育て支援事業の推進	こども政策課
(2) 教育・保育サービス等の確保・充実	こども政策課、義務教育課、生涯学習課
(3) 妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援体制等の充実	県民文化課、医療政策課、高齢対策課、こども政策課、生涯学習課
(4) 教育・保育情報の公表	こども政策課

V 子どもの心身の健やかな成長を支える教育環境等の整備	
1 次代の親の育成	
(1) 子育てに関する理解の促進	こども政策課、生涯学習課
2 学校等における教育環境の整備	
(1) 学校や家庭、地域における「心の教育」の充実	総務課、義務教育課、生涯学習課
(2) 児童・生徒指導、教育相談体制の充実	学校安全課、義務教育課、高校教育課、生涯学習課
(3) 個性を伸ばし、多様な能力を育む学校教育の推進	文書学事課、総務課、施設課、義務教育課、高校教育課、生涯学習課
3 家庭や地域の教育力の向上	
(1) 子育てや家庭教育に関する学習機会の充実	生涯学習課
(2) 地域における指導者の養成	こども政策課、生涯学習課
(3) 地域の教育力の向上	生涯学習課
4 児童の健全な育成	
(1) 安全な遊び場や居場所の確保・充実	こども政策課、河川課、都市整備課
(2) 地域での体験活動の充実	県民文化課、地球温暖化対策課、自然環境課、こども政策課、生活衛生課、農政課、都市整備課、生涯学習課
(3) 子どもの健康づくりや健やかな成長・発達に関する普及啓発	健康増進課、スポーツ振興課
(4) 食育の推進	健康増進課、農政課、学校安全課
(5) 子どもを取り巻く有害環境対策の推進	人権・青少年男女参画課、健康増進課、薬務課、少年課、サイバー犯罪対策課

VI 安全・安心な生活環境の整備	
1 子どもの安全対策の推進	
(1) 総合的な交通安全対策の推進	こども政策課、くらし安全安心課、道路整備課、道路保全課、交通企画課、交通規制課
(2) 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進	くらし安全安心課、人権・青少年男女参画課、薬務課、学校安全課、生活安全企画課、少年課
(3) 地震等の災害時における避難等対策の実施	危機管理課、人権・青少年男女参画課、障害福祉課、こども政策課
2 子育て等を支援する生活環境の整備	
(1) 子育てに配慮したゆとりある住宅の整備	住宅課
(2) 良好な住宅市街地等の整備	道路整備課、都市計画課、都市整備課
(3) 子育てにやさしいまちづくりの推進	保健福祉課、こども政策課、都市整備課、建築課、交通規制課
(4) 安全安心なまちづくりの推進	くらし安全安心課、交通政策課、道路整備課、道路保全課、生活安全企画課、交通企画課、交通規制課

VII 仕事と家庭との両立の支援	
1 働き方の見直し	
(1) 労働時間短縮の促進	労働政策課
(2) 仕事と生活の両立に関する意識啓発の推進	人権・青少年男女参画課、こども政策課、労働政策課
(3) 家庭の日	人権・青少年男女参画課
2 仕事と子育ての両立のための環境整備	
(1) 子育てしやすい職場環境等の整備促進	人権・青少年男女参画課、こども政策課、労働政策課、監理課
(2) 女性の再就職への支援	人権・青少年男女参画課、労働政策課
(3) 多様な働き方に対応した教育・保育サービスの充実	こども政策課

VIII 困難を有する子どもや家庭等への支援	
VIII-1 援護を必要とする子ども等への支援	
1 児童虐待防止対策の充実	
(1) 児童相談所の体制強化	こども政策課
(2) 市町や関係機関との役割分担及び連携の推進	
(3) 児童虐待による死亡事例等の重大事例の検証	
2 社会的養育体制の充実	
(1) 子どもの権利擁護の推進	こども政策課
(2) 市町の子ども家庭支援体制の強化	
(3) 里親等への委託の推進	
(4) 乳児院・児童養護施設の小規模化・多機能化等の推進	
(5) 社会的養護自立支援の推進	
(6) 児童相談所の強化	
3 障害児施策の充実	
(1) 在宅障害児に対する支援	障害福祉課、こども政策課
(2) 学校における障害のある児童等に対する教育的支援	特別支援教育室
VIII-2 子育て家庭等の生活の安定と自立への支援	
1 ひとり親家庭等の自立支援の推進	
(1) 相談機能の充実	こども政策課
(2) 子育て・生活支援の充実	こども政策課、住宅課
(3) 就業支援対策の充実	こども政策課、労働政策課
2 子どもの貧困対策の推進	
(1) 教育の支援	文書学事課、保健福祉課、こども政策課、総務課、学校安全課、義務教育課、高校教育課、特別支援教育室、生涯学習課
(2) 生活の安定に資するための支援	保健福祉課、健康増進課、こども政策課、労働政策課、住宅課、高校教育課
(3) 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援	保健福祉課、こども政策課
(4) 経済的支援	保健福祉課、こども政策課、総務課、高校教育課
(5) 連携の充実強化等	こども政策課

第5部 計画の推進体制

① 計画推進におけるそれぞれの責務

1 県の責務

県は、子ども・子育て支援に関する施策を総合的に策定し、実施します。また、その施策が円滑かつ効果的に推進されるよう、市町と連携を図ります。

2 保護者の責務

保護者は、子育てについての第一義的責任を有することを認識し、深い愛情を持って子どもを健やかに育てます。

3 子ども・子育て支援機関等の責務

子ども・子育て支援機関等は、子ども・子育て支援を積極的に推進するとともに、県及び市町が実施する施策に協力するよう努めます。

4 事業者の責務

事業者は、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるよう雇用環境の整備に努めるとともに、県及び市町が実施する施策に協力するよう努めます。

5 県民の責務

県民は、子ども・子育て支援についての理解と関心を深めるとともに、県及び市町が実施する施策に協力するよう努めます。

② 推進体制

1 県の推進体制

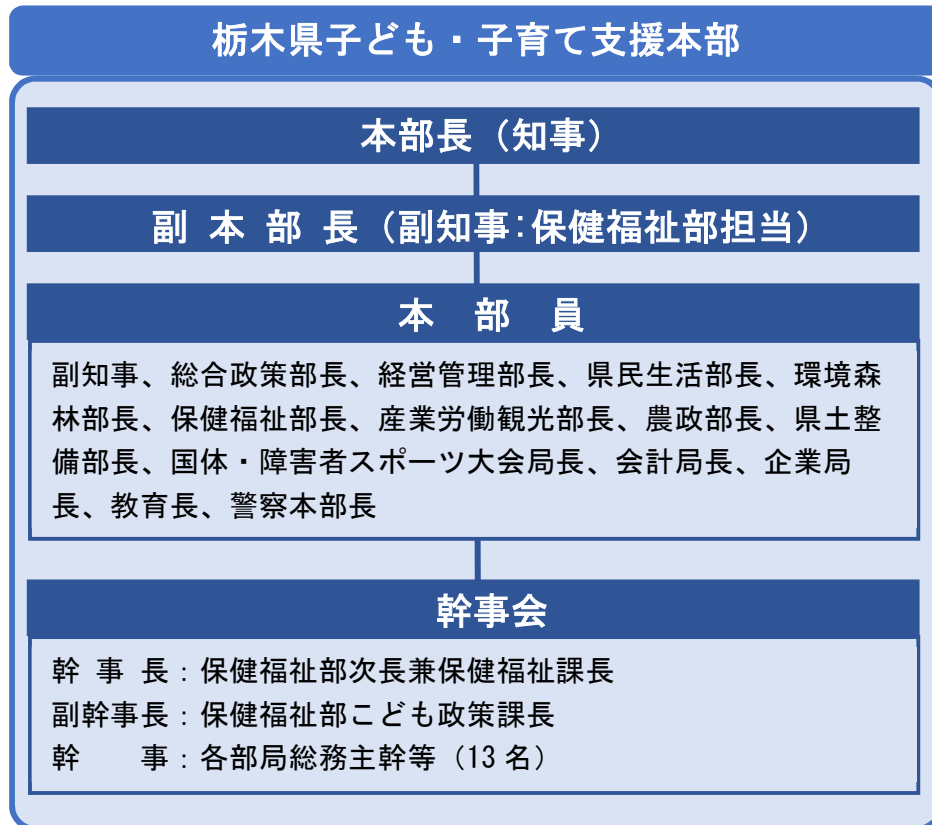
知事を本部長とする「栃木県子ども・子育て支援本部」を中心として、庁内関係部局が緊密な連携を図りながら、本計画を着実に推進するよう努めます。

2 市町との連携協力

県及び市町は、それぞれが実施する子ども・子育て支援に関する施策が円滑かつ効果的に推進されるよう、相互に連携を図りながら協力します。

3 協働による推進

子ども・子育てのニーズに応じた多様で柔軟なサービスの提供を支援するため、地域住民、NPO・ボランティア、企業等の力を活用するなど協働を推進します。



図■ 栃木県子ども・子育て支援本部の組織

3 計画の評価

1 定期的な評価・公表

県は、毎年度、本計画に定めた具体的な施策の実施状況や施策目標の進捗状況を点検評価し、公表します。また、計画期間の中間年を目安として、必要な場合には、計画の見直しを行います。

2 子ども・子育て審議会への報告等







計画の進捗状況の評価に際しては、子ども・子育てに関する有識者等で構成する「栃木県子ども・子育て審議会」（以下「審議会」という。）において、具体的な施策の取組状況や施策目標の達成状況等を報告します。

また、計画の策定時や、計画の進捗状況を評価した結果、計画を見直す場合には、あらかじめ審議会の意見を聴くこととします。

🍏 参考資料 🍏

- 1 とちぎ子ども・子育て支援プラン（2期計画）策定経過
- 2 栃木県子ども・子育て審議会委員名簿
- 3 とちぎの子ども・子育て支援条例

1 とちぎ子ども・子育て支援プラン（2期計画）策定経過

- H30.5 市町村子ども・子育て支援事業計画作成に係る利用希望把握踏査等
（～H31.3）
- H30.10 栃木県子ども・子育て審議会(10/18)
・とちぎの子ども・子育て支援プラン（2期計画）の策定について
- H31.1 とちぎの子ども・子育て支援条例 施行(1/1)
- R 1.7 栃木県子ども・子育て審議会(7/2)
・とちぎの子ども・子育て支援プラン（2期計画）の骨子案について
- R 1.9 市町村子ども・子育て支援事業計画作成に係る「確保方策」等の検討状況
市町ヒアリング（第1回）
- R 1.11 栃木県子ども・子育て審議会(12/19)
・とちぎの子ども・子育て支援プラン（2期計画）の素案について
- R 1.12 市町村子ども・子育て支援事業計画作成に係る「確保方策」等の検討状況
市町ヒアリング（第2回）
- R 2.2 パブリック・コメント（/～/)
- R 2.3 栃木県子ども・子育て審議会(3/)
・とちぎの子ども・子育て支援プラン（2期計画）の案について
- とちぎ子ども・子育て支援プラン（2期計画）の決定、公表（3/)

2 栃木県子ども・子育て審議会委員一覧

任期：令和元年10月21日～令和4年10月20日

会 長	渡辺 和枝	元栃木県県民生活部参事
副会長	陣内 雄次	国立大学法人宇都宮大学教育学部教授
委 員	浅井 秀実	一般社団法人栃木県医師会（常任理事）
	荒牧 菜苗	公募委員
	五十嵐 清	栃木県議会議員
	大海 佳子	公益社団法人栃木県看護協会
	奥村 美佐子	栃木県民生委員・児童委員協議会（理事）
	風間 嘉信	栃木県保育協議会（会長）
	上岡 恵子	足利市地域活動クラブ連絡協議会（会長）
	栗橋 幸子	公益財団法人栃木県ひとり親家庭福祉連合会（会長）
	小口 晋	一般財団法人栃木県里親連合会（会長）
	田仲 進壽	栃木県町村会（上三川町子ども家庭課長）
	中島 宏	栃木県議会議員
	永田 文子	特定非営利活動法人全国認定こども園協会栃木県支部 （支部長）
	中山 玲子	栃木県小学校長会（宇都宮市立陽南小学校長）
	塙 雅彦	栃木県市長会（宇都宮市子ども部長）
	福田 雅章	栃木県児童養護施設等連絡協議会（会長）
	藤田 宣昭	一般社団法人栃木県経営者協会（事務局長）
	船田 弘和	一般財団法人栃木県幼稚園連合会（副理事長）
	米川 瞳	日本労働組合総連合会栃木県連合会

（五十音順、敬称略）

3 とちぎの子ども・子育て支援条例

平成三十年十二月十八日

栃木県条例第三十九号

とちぎの子ども・子育て支援条例をここに公布する。

とちぎの子ども・子育て支援条例

目次

前文

第一章 総則(第一条―第九条)

第二章 基本計画(第十条)

第三章 とちぎの子ども育成憲章(第十一条)

第四章 子ども・子育て支援に関する基本的施策(第十二条―第二十一条)

附則

子どもは、一人一人がかけがえのない存在であり、次代を担う社会の宝である。子どもが健やかに生まれ、育ち、豊かな人生を送ることができる地域社会の実現は、全ての県民の願いである。

しかしながら、近年、未婚化や晩婚化などにより急速に少子化が進行するとともに、核家族化や地域社会における人間関係の希薄化などを背景として、家庭や地域の子どもを育てる力の低下、子育て家庭の孤立化、児童虐待の増加などの様々な問題が生じている。

こうした状況の中、県民が安心して子どもを生み、育てることができ、かつ、子どもが健やかに成長することができる地域社会の実現を図るためには、県民一人一人が子ども・子育て支援に関する理解を深め、関係者の相互の連携の下、結婚、妊娠、出産及び子育ての各段階に応じて切れ目なく支援する取組を一層進めていく必要がある。

ここに、私たちは、子ども・子育て支援について県を挙げて取り組むことを決意し、この条例を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、子ども・子育て支援に関し、基本理念を定め、及び県の責務等を明らかにするとともに、子ども・子育て支援に関する施策の基本となる事項を定めることにより、子ども・子育て支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって県民が安心して子どもを生み、育てることができ、かつ、子どもが健やかに成長することができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 子ども おおむね十八歳未満の者をいう。
- 二 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護する者をいう。
- 三 子ども・子育て支援 県民が安心して子どもを生み、育てることができ、かつ、子どもが健やかに成長することができる地域社会の実現に向けた全ての取組をいう。
- 四 子ども・子育て支援機関等 子ども・子育て支援を行う機関及び団体をいう。

(基本理念)

第三条 子ども・子育て支援は、次に掲げる事項を基本理念として推進されなければならない。

- 一 子どもの権利を保障し、その最善の利益を考慮すること。
- 二 結婚、妊娠、出産及び子育ての各段階に応じて切れ目なく支援を行うこと。
- 三 県、市町村、保護者、子ども・子育て支援機関等、事業者及び県民の相互の連携及び協力の下に社会全体で取り組むこと。
- 四 結婚、出産及び子育てに関する個人の価値観が尊重されるよう配慮すること。

(県の責務)

第四条 県は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、子ども・子育て支援に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(県と市町村との協力)

第五条 県及び市町村は、それぞれが実施する子ども・子育て支援に関する施策が円滑かつ効果的に推進されるよう、相互に連携を図りながら協力するものとする。

(保護者の責務)

第六条 保護者は、基本理念にのっとり、子育てについての第一義的責任を有することを認識し、深い愛情をもって子どもを健やかに育てるものとする。

(子ども・子育て支援機関等の責務)

第七条 子ども・子育て支援機関等は、基本理念にのっとり、子ども・子育て支援を積極的に推進するとともに、県及び市町村が実施する子ども・子育て支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第八条 事業者は、基本理念にのっとり、当該事業所において雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるよう雇用環境の整備に努めるとともに、県及び市町村が実施する子ども・子育て支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(県民の責務)

第九条 県民は、基本理念にのっとり、子ども・子育て支援についての理解と関心を深めるとともに、県及び市町村が実施する子ども・子育て支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

第二章 基本計画

第十条 知事は、子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子ども・子育て支援に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を定めるものとする。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 子ども・子育て支援に関する基本的方向
- 二 子ども・子育て支援に関する施策に関する事項
- 三 前二号に掲げるもののほか、子ども・子育て支援に関し必要な事項

3 知事は、基本計画を定めようとするときは、あらかじめ、栃木県子ども・子育て審議会の意見を聴かなければならない。

4 知事は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本計画の変更について準用する。

第三章 とちぎの子ども育成憲章

第十一条 知事は、子どもの健やかな成長を促進するための県民の行動の指針として、とちぎの子ども育成憲章(以下「育成憲章」という。)を定めるものとする。

2 知事は、育成憲章を定めようとするときは、あらかじめ、栃木県子ども・子育て審議会の意見を聴かなければならない。

3 知事は、育成憲章を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 前二項の規定は、育成憲章の変更について準用する。

第四章 子ども・子育て支援に関する基本的施策

(子ども・子育て支援に取り組む気運の醸成)

第十二条 県は、子ども・子育て支援について県民の理解を深めるとともに、社会全体で子ども・子育て支援に取り組む気運の醸成を図るため、子ども・子育て支援に関する情報の提供、子ども・子育て支援の推進に寄与した者の表彰その他必要な施策を講ずるものとする。

(結婚の支援等)

第十三条 県は、市町村等と連携し、結婚を望む者が結婚することができるよう、結婚の支援に関

する情報の提供その他必要な施策を講ずるものとする。

- 2 県は、結婚を望む者が経済的に自立し、家庭を持つことができるよう、就業に関する相談、職業能力の開発の機会の提供その他必要な施策を講ずるものとする。

(母子保健医療体制の充実等)

第十四条 県は、母子保健医療体制の充実を図るため、市町村が実施する妊産婦及び乳幼児に対する健康診査、妊産婦に対する保健指導等の母子保健サービスの提供に対する支援を行うとともに、周産期医療、小児医療等を提供する体制の整備の促進その他必要な施策を講ずるものとする。

- 2 県は、不妊治療を望む者に対し良質かつ適切な保健医療サービスが提供されるよう、不妊治療に係る情報の提供、相談支援その他必要な施策を講ずるものとする。

(地域における子育て等の支援)

第十五条 県は、地域における子ども及び保護者に対する支援に係る多様な需要に対応するため、保育サービスに係る情報の提供、保育サービスの提供に対する支援その他必要な施策を講ずるものとする。

- 2 県は、良質な保育サービス等の提供を確保するため、地域における子ども及び保護者に対する支援に携わる人材の育成その他必要な施策を講ずるものとする。

(教育環境等の整備)

第十六条 県は、子どもが将来自立して社会生活を営み、家庭を持ち、及び子どもを生子、健やかに育てることができるよう、子育ての意義及び家庭が果たす役割について学ぶ機会の提供、食育の推進その他必要な施策を講ずるものとする。

- 2 県は、子どもの健やかな成長を支援するため、地域において学習活動、文化芸術活動、スポーツ活動、自然体験活動及び社会体験活動に参加することができる環境の整備の促進その他必要な施策を講ずるものとする。

(生活環境の整備)

第十七条 県は、子ども、保護者及び妊産婦が安全に安心して生活することができるよう、交通安全対策の推進、良好な居住環境及び地域環境の整備の促進その他必要な施策を講ずるものとする。

(職業生活と家庭生活との両立支援)

第十八条 県は、保護者が職業生活と家庭生活との両立を図ることができるよう、育児休業制度の普及その他必要な施策を講ずるものとする。

(困難を有する子ども等及び家庭への支援)

第十九条 県は、経済的な困窮、虐待等の困難を有する子ども及び障害児(児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第四条第二項に規定する障害児をいう。)の福祉の充実及び自立の推進を図るとともに、その家庭に対する適切な支援を行うため、相談体制の充実強化その他必要な施策を講ずるものとする。

(家庭の日)

第二十条 県は、子育てにおいて家庭が果たす役割の重要性について県民の理解を深める日として、家庭の日を定める。

2 家庭の日は、毎月第三日曜日とする。

3 家庭の日には、県の設置した公の施設の使用料及び利用料金(以下「使用料等」という。)で知事が規則で定めるものについては、当該使用料等に係る条例の規定にかかわらず、これを免除するものとする。

(財政上の措置)

第二十一条 県は、子ども・子育て支援に関する施策を総合的に策定し、及び実施するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

(施行期日)

第一条 この条例は、平成三十一年一月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この条例の施行の際現に母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第百二十九号)第十二条、次世代育成支援対策推進法(平成十五年法律第百二十号)第九条第一項から第四項まで、子ども・若者育成支援推進法(平成二十一年法律第七十一号)第九条第一項、子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)第六十二条第一項から第五項まで及び子どもの貧困対策の推進に関する法律(平成二十五年法律第六十四号)第九条第一項の規定により定められている県の計画は、第十条第一項から第三項までの規定により定められた基本計画とみなす。

第三条 この条例の施行の際現に定められている子どもの育成に関する県の憲章であって、子どもの健やかな成長を促進するための県民の行動の指針を定めたものは、第十一条第一項及び第二項の規定により定められた育成憲章とみなす。

(栃木県青少年健全育成条例の一部改正)

第四条 栃木県青少年健全育成条例(平成十八年栃木県条例第四十一号)の一部を次のように改正する。〔次のよう〕略